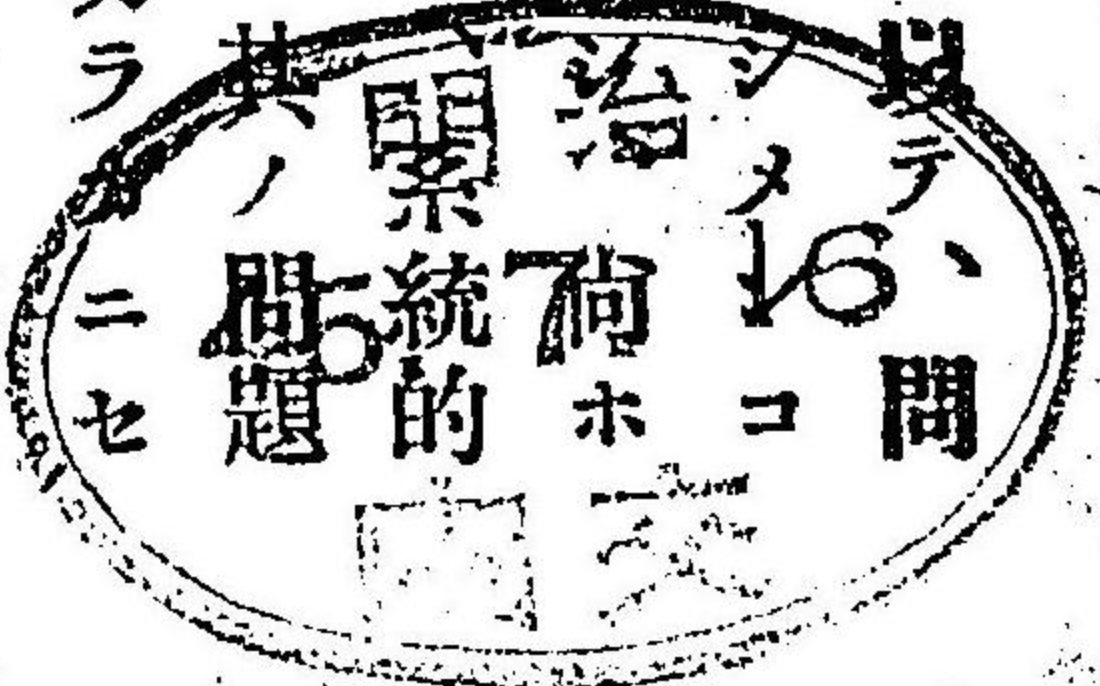


凡例

本書ハ、刑事訴訟法中ニ付キ、其ノ或ル緊要適切ナル事項ヲ以テ、問題トナシ、之ヲ表解分説シテ一目瞭然、以テ其ノ如何ヲ得了セシメ、ト期セリ。故ニ其ノ題目ノ如何ニ依リテハ、之ヲ數項ニ表解シ、其ノ各項トシ、又二項以上ニ分説セルヲ以テ、其ノ問題ニ付キ、解説ヲ知了スル上ニ於テハ、蓋シ最モ捷徑ナラント信ズ。故ニ其ノ問題ノ如キハ、成ルベク範圍ヲ廣大ニシ之ニ由テ來ル處ノ系統ヲ明ラシ、之ニ由テ、其ノ二問題ト雖モ、數項乃至十數項ニ大別シ、尙ホ其ノ各項亦數項ニ分解セルヲ以テ、問題ヲ捉ヘテ之ヲ一讀スルトキハ、以テ其ノ如何ヲ知ルニ足ルベシ。

一 本書ハ、普通文官、裁判所書記登用試験ニ際シ、受験者タランコトヲ

凡例



欲セラルル人士ノ爲ニ編述セリ。一讀ヨク其ノ摘要ヲ知ルコトヲ得ベク、且ツ所々ニ註ト題シテ、本問ニ直接、間接ノ關係アル事項ヲ掲ゲタリ。
三 本書ハ、處々ニ餘白ヲ存置セリ。是讀者諸氏ニ於テ、書入ヲナスニ便ナランコトヲ欲シタレバナリ。

明治四十五年七月

著者識

表解 刑事訴訟法目次

緒論

一 刑事訴訟法 七

第一編 總則

二 公訴 四

三 告訴告發 七

四 私訴 九

五 期日ト期間 六

第二編 裁判所

一 刑事裁判所 六

二 刑事裁判權 一〇三

三 裁判所管轄 一〇九

四 裁判所職員除斥ト忌避 一一七

五 現行犯ト非現行犯 一二八

六 檢察犯罪捜査後ノ手續 一三三

七 起訴ノ方式 一四〇

八 各種ノ令狀 一四六

九 逮捕狀 一五九

一〇 保釋ト責付 一四三

一一 證明ト疏明ノ區別 一四四

一二 證人 一四九

一三	鑑定人	一五
一四	搜索	一五
一五	物件差押	一七
一六	豫審	一五
一七	公判ニ於ケル主義	一八
一八	公判	一五
一九	判決	一九
二〇	故障	三〇
二一	上訴	二七
二二	控訴ト附帶控訴	二九
二三	法律違背ノ裁判	二九
二四	上告ト非常上告	二〇
二五	抗告	二六
二六	再審ノ訴	二六
二七	裁判執行時期	二三

表解 刑事訴訟法目次

終

表解 刑事訴訟法

中等教育學會編

緒論

一、定義

現象トシテノ觀察

刑事事件ニ關スル裁判上ニ於ケル手續ニシテ、國家刑罰權ヲ確定且ツ執行スルヲ以テ、其ノ目的トスル法定行爲ノ總體ヲ云フ。

刑罰權確定ノ目的ヲ有スルトコロノ裁判所及ビ當事者間ニ於ケル公

2、性質ニ依レテ觀察

法上ノ法事關係ニシテ、最終ノ目的ニ向ツテ、進行スベキモノナリ。

1、裁判所及ビ當事者間ニ於ケル法律關係

我が刑事訴訟法ノ規定ヲ見ルニ、糾問ノ主義ヲ拋棄シテ、彈劾ノ古式ヲ採用シタルヲ以テ、其ノ結果トシテ、裁判所ノ外、原告、被告ノ主體ヲ認ムルコトトナリテ、其ノ相互間ニ於イテ、各權利、義務ノ關係ヲ生ゼシムルモノトナレリ。

性質

2、公法上ノ法律關係

訴訟ハ、國家ノ機關タルトコロノ裁判所ト當事者間ニ於ケル關係ナルヲ以テ此ヲ云フ。

3、法律關係

其ノ終局ノ目的ニ向ツテ進行スベキモノトス。即チ、其ノ訴訟ノ權利、義務ノ關係ハ、訴訟ヲ提起スルニヨリテ、此ニ開始シ、判決確定ニヨリテ以テ終絶スルモノナリ。故ニ其ノ間ニ於ケル手續ノミヲ以テ、刑事訴訟ト云フ。

い、檢事
犯罪事實ヲ調査スルモノ。

ハ、地位

註、
 一、犯罪
 ガ、刑罰
 執行ヲ
 受クル
 マデニ
 要スル
 手續

ろ、
 司法官
 犯罪人ヲ逮捕、且ツ
 監禁スルモノ。

は、
 豫審判
 犯罪事實ノ下調査ヲ
 ナスモノ。

に、
 検事
 公訴ヲ起スモノ。

ほ、
 判事
 裁判スルモノ。

へ、
 典獄
 刑ヲ執行スルモノ。

公法ノ一部タルコトハ、論ズルマデモナシ。國
 家ハ、權利保護ノ義務ヲ有スルト同時ニ、公共
 ノ安寧秩序ヲ保持スルノ必要ヨリシテ、犯罪者
 ヲ責罰スルノ權利ヲ有スルモノナリ。而シテ刑
 事訴訟法ハ、此ノ刑罰權行使ノ手續ヲ定メタル

法則ナルヲ以テ、其ノ地位タルヤ、公法上ノ一
 部ニ屬スルコト云フヲ須ヒズ。

い、概観

刑事訴訟法ハ、廣ク
 刑事事件ニ適用セラ
 ルベキモノトスト雖
 モ、是ハ、廣義ノ解
 釋ナリ。之ヲ狹義ニ
 解スレバ、スベテノ
 刑事事件ニ適用セラ
 ルベキモノニアラズ
 シテ、通常裁判所ノ
 權限内ニ屬スル刑事

1、
事物關係
ニ効力スルニ

事件ノミニ適用セラ
ルベキモノトス。

軍事裁判所ノ權
限ニ屬スル刑事
事件——刑事訴
訟法第二十三條
ニ於イテ、之ヲ
明示セリ。
臺灣ニ於ケル法
院ニ屬スル刑事
事件——是等ノ
事件ニアリテ

一、
刑事訴訟
法

緒

論

ろ、
特別裁判
所ノ權限
ニ屬スル
モノ

ハ、明治三十一
年、律令第八號
ヲ以テ、刑法、
刑事訴訟法ノ規
定ニ依ルベキヲ
定メ、現行刑事
訴訟法ト、同一
ノ内容ヲ有スル
トコロノ律令ヲ
施行セリ。
領事裁判所ノ權
限ニ屬スル刑事
事件。

二、効力

2、時効
スルニ
効關

D、司獄官ノ裁判範
圍ニ屬セシメタ
ル刑事事件。
 E、行政官廳ニ於イ
テ、刑事事件ヲ
處分スル場合。

他ノ法律ト相等シク、一定ノ期間
 内ニアリテ、其ノ効力ヲ有スルモ
 ノナリ。之ヲ詳言セバ、其ノ實施ノ
 期日以後ニ起ルトコロノ訴訟ニ適
 用セラルルモノトス。故ニ、其ノ
 實施期間ノ前及ビ後ニ何等ノ効力

ヲ及ボサザルヲ以テ、之ガ本則ト
 ス。

い、甲 說

被告人ノ所在地ノ内
 外國ノ區別ナク、ス
 ベテノ内外國人ニ及
 ボスベキモノトス。
 然レドモ、此ノ說ハ、
 行ハルベカラズ。何
 トナレバ、外國ニア
 ル者ニ對シテハ、強
 制處分ヲ行フコトヲ
 得ザルヲ以テナリ。

3、
カス人
ルニ
効關

ろ、乙
說

然ラバ、刑事訴訟ノ
目的ハ、之ガタメニ
其ノ大半ヲ沒却セラ
ルルモノトナルベ
シ。
内國ニ在住スル内外
國人ニ及ボスベシト
ノ說ナリ。此ノ說ハ、
空想ニ走ラズ、專ラ
其ノ實行ニ重キヲ置
ケルモノナルヲ以
テ、甚ダ可ナリ。

は、例
外

<p>B、 例除外 國際上 並領事。</p>	<p>A、 例除外 國法 天皇。 皇族。 帝國議會ノ 議員。 陸海軍人。 外國ノ君主 大統領及ビ 其隨伴者。 外國代表ノ 交際官及ビ 其ノ隨伴者</p>
------------------------------------	--

1、範圍

刑事訴訟法ハ、屬地主義ヲ採用セルモノナレバ、其ノ効力ハ、日本帝國内ニ止マルモノニシテ、其ノ及ブトコロハ日本帝國内ニ屬ス。故ニ、其ノ領土ハ勿論、領海及ビ國船ニモ及ブベキハ論ナシ。

認許ヲ經テ内國ニ入來リタル外國ノ軍隊。

臺灣ハ、帝國領土ノ一部ニ屬スト雖モ、明治三十一年、

ホ、
刑事訴訟
及
訴ノス
ノスノ
スノス
ノスノ

2、例外

い、法律令第八號ヲ以テ、現行刑事訴訟ト同一ノ内容ヲ有スルトコロノ特別法ヲ施行セリ。
は、國際ノ慣例上トシテ、治外法權ヲ有スルモノノ支配スル場所ニアリテハ、刑事訴訟法ノ効力ヲ及ボスコトヲ得ザルナリ。〔例〕大使館、公使館ノ如シ。
ろ、外國領事官ノ支配スルトコロノ場所。我が國ニ於イテハ之ナシトス、

1、地位

領海ニアル外國ノ船舶。尤モ商船ニ付テハ、國內ニ於ケル公安秩序ヲ害スルカ、又ハ犯罪ガ、其ノ船員外ノモノト相牽連スル場合ニ於テハ、之ヲ除外ス。

實體上ニ於ケル法律關係ニ於テ、權利者タリ、又ハ義務者タルモノヲ當事者トスルハ、正當ナリトス。故ニ、檢事ヲ以テ、刑事訴訟ノ原告タル國家ノ代表者トスルモノナリ。

公訴提起ノ職務ニ此ノ職務ヲ有スルモノナレバ、捜査ノ職務ヲ有スルナリ。即チ公訴提起ノ唯一ノ機關タルヲ以テ、其ノ起訴不起訴

A、公訴提起

ハ、法律ノ規定ヲ以テ之ヲ抑制スルコトヲ得ザルモノナリ。故ニ若シ、公訴ニシテ、不法ニ公訴ヲ提起シ、豫審ヲ求メタルトキハ、豫審

刑事訴訟
ニ於ケル
検事

い、
當事者
ノトシテ
職務

ノ結果、終ニ免訴ノ言渡アリ。又不法ニ公訴ヲ提起セザル場合ニハ司法事務ノ取扱方法ニ對スル抗告ニヨリテ、何レモ救済セラル。

2、職務

B、公訴實行

公訴實行ノ職務ニ公訴提起ノ職務ヲ有スルヨリ發生スルトコロノ當然ノ結果ナリト云フベシ。凡ソ檢事ハ一タビ提起シタル公訴ハ

公訴ノ代表者トシテノ職務

再審ノ訴ヲナス職
非常上告ノ務。

必ズヤ之ヲ實行セザルベカラズシテ、其ノ公訴ヲ取下グルガゴトキ行爲アルベカラズ。

は、執行機
關トシ
裁判ノ執行ヲ指揮ス
ルノ職務ヲ有ス。

檢事ノ補助者タリ。檢事ガ、公訴
提起ノ職務ヲ有シ、其ノ犯罪ノ搜
査ヲナスニハ、多クハ最モ敏捷ナ
ランコトヲ要スルノミナラズ、或
ヒハ、遠隔ノ地ニ搜查處分ニ着手
スルノ必要アリ。然ルニ檢事ノ一
身ヲ以テスルノミニテハ、到底之
ニ應ズベクモアラズ。是レ其ノ補
助者ヲ要スル所以ナリ。故ニ、司

1、地位

ト、
刑事訴訟
法上
於法
訟ケ
ニ於
司法
警察
官

2、職務權

法警察官ハ、管轄檢事ノ發シタル
訓令又ハ諭告ニ從ハザルベカラ
ズ。

い、第一着ニ搜查ニ着手スルコ
トヲ得ベシ。

ろ、現行犯ノ場合ニ於イテハ、
強制處分ヲ行フコトヲ得。

は、司法警察事務ノ事物ノ管轄
ニ付テハ、其ノ制限ナシ。

に、巡查、憲兵卒ヲ補助者ト
ス。

1、地位

刑事訴訟法ハ、訴訟ノ方式ヲ彈劾ニ組織シタルモノナルヲ以テ、被告人モ、訴訟上ニ於ケル權利ヲ有シ、從ツテ義務ヲ負擔ス。

2、能力

訴訟能力ハ、有効ニ訴訟行爲ヲ爲スノ能力ニシテ、當事者タルノ能力ヲ有スルモノ、必ズシモ訴訟能力ヲ有スルモノニアラズ。犯罪ノ能力如何ヲ問ハズ、苟モ被告人トシテ訴ヘラレタル人ニハ、訴訟能力アリトスルハ、刑事訴訟法ノ原則ニ適スルモノナリ。

子、

刑事訴訟
於法上
人ニ於ケ
ル被告

A、

辯護權ヲ有ス。辯護人ノ選任、法定ノ猶豫期間ヲ存セザル召喚狀又ハ、呼出狀ニ對シテ、出頭及ビ陳述ヲ拒ムコトヲ得ベク、裁判所ニ於イテ辯論ヲナシ、證據申立ノ權、故障又ハ上訴ヲナ

3 權利義務

い、權利

スノ權利ヲモ之ヲ有ス、

適法ナル管轄裁判所ノ裁判ヲ受クルノ權利アルヲ以テ、其ノ管轄違ヒナルトキハ、其ノ申立ヲナスコトヲ得ルノ權利有ス。偏頗ノ裁判ヲナサントスル恐ア

B、

ろ、義務

ル判事、又ハ書記ニ對シテハ、忌避ノ申立ヲナスコトヲ得ルノ權利有ス。

A、

呼出ニ應ジテ出廷スルノ義務。

B、

陳述ノ義務及ビ證據物件ヲ提出スル義務ヲ有ス但シ自白ハ、強要セララルベキモ

1、地位

被告人ノ輔佐人ナリ。即チ辯護人ハ、被告人ノ側ニ立チテ、正義ノタメニ之ヲ保護スルモノナレバナリ。

ノニアラザルナリ。

被告人ト自由ニ交通スルコトヲ得ルノ權——此ノ權ヲ有ストイヘドモ、拘禁ヲ受ケザル被告人

A、トノ間ニ限ルナリ。若シ拘禁ヲ受ケタルトコロノ被告人ナルトキハ、官吏ノ立會ヲ以テ、接見スルコトヲ得ルモノトス。

B、訴訟記録ヲ閱讀又ハ抄寫スルノ公判ノ權

刑事訴訟
上人ニ於ケル
辯護

い、權利

C、
公判ノ場合ニ在
廷スル權——辯
護人ハ、檢事ノ
論告、法律ノ適
用ニ付テノ意見
ニ對シ、之ガ答
辯ヲナシ、又ハ
檢事ト辯論ヲナ
シ、且ツ其ノ最
終ニ於テ、供述
ヲナスノ權アリ。

2、權利義務

D、
上訴ヲナスノ權
——被告人ノ明
言シタル意思ニ
反セザル限り、
被告人ニ代リテ
之ヲナスコトヲ
得ルナリ。
E、
訴訟關係人トシ
テ、多種ノ權ヲ
有ス。
被告人ノ事務ヲ
執行スル上ヨリ

る、義務

A、
 云フトキハ、被告
 人ニ利益ナル
 トコロノ事項ハ
 必ズ之ヲ爲スベ
 ク、之ニ反シテ
 不利益ナル事項
 ハ、必ズ之ヲ爲
 スベカラズ。
 正義又ハ實體物
 事實ノタメニ行
 動スベキ點ヨリ
 云フトキハ、眞

B、

實ノ發見、及ビ
 正義ノ遂行ヲ妨
 害スルトヲ得
 ザル消極的ノ義
 務ヲ負フモノト
 ス。

又、

刑事訴訟
 法上
 訟法
 於ケ
 ニ
 人ル
 輔佐

1、地位

被告人ノ輔佐人トナルモノニシ
 テ、代理人ニアラズ。
 公判ニ於イテ、辯論ニ與カル權利
 ヲ有ストイヘドモ、其ノ法廷ニ出
 ツルト否ト、又辯論ヲナスト否ト
 ハ、全ク獨立自由ニシテ、被告人

2、權限

緒

論

刑法
刑事訴訟
ノ關係

ノ意思ニ關係ヲ有スルモノニアラザルナリ。

刑法ハ、實體法ニシテ、各種ノ犯罪ト之ニ對スル刑罰トヲ規定ス。刑事訴訟法ハ、手續ヲ定メタルモノニシテ、刑法運用ノ手續ナリ。其ノ運用ノ能否ハ、一ニ刑事訴訟法規定ノ適否ニ關スルモノト云フベシ。

刑事訴訟ハ、刑罰請求權ノ實行ニ關シ、民事訴訟法ハ、私法上請求權ノ實行ニ關スルモノナリ。其ノ

結果トシテ左ニ之ヲ指摘セン。

民事訴訟法ハ、處分權主義ニシテ、即チ當事者ノ任意處分ヲ許容スルモノナリ。然レドモ、刑事訴訟法ハ、否ラズ。是レ刑罰請求權ナル一種ノ公權ノ實行ニ關スルモノナルヲ以テ、當事者ニハ、任意ノ處置ヲ許スベキモノニアラザレバナリ。

民事訴訟法ニアリテハ、形式的眞實ヲ發見スルヲ以

民事訴訟法
刑事訴訟法
ノ關係

る、

テ、満足スベキモノナリト雖モ、刑事訴訟法ニ於イテハ、實體的ノ眞實ヲ發見セザルベカラザルナリ。

は、

民事訴訟法ニ於イテハ、常ニ其ノ前提ハ、争ニアリトイヘドモ、刑事訴訟法ニ於イテハ、否ラズ。即チ刑罰請求權ハ、常ニ訴訟ニヨリテ、其ノ有無及ビ其ノ程度ヲ確定セザルベカラザルモノナリ。故ニ當事者ニ於イ

に、

テ、争ナキ場合トイヘドモ、尙ホ訴訟ノ存在スルコトアルヨリ生ズルモノナリ。民事訴訟法ニアリテハ、當事者ノ變更アルコトナキニアラズ。又タトヒ變更スルモ、妨ゲナシトス。然レドモ刑事訴訟法ニ於イテハ、此クノ如キ場合ノ生ズルモノニアラズ。是レ刑事訴訟法ハ、當事者ノ一方ハ、常ニ、國家ノ代表者タル檢事

ニシテ、他ノ一方ハ、犯罪人又ハ嫌疑者トシテ訴ヘラレタル刑事被告人ナルヲ以テナリ。

第一編 總則

イ、定義

犯罪ノ事實ヲ證明シ、刑ヲ適用センコトヲ裁判所ニ求ムルトコロノ手續ニシテ、法律ニ定メタル區別ニヨリテ、檢事之ヲ行フモノナリ。

ロ、提起者

官權起訴主義
此ノ主義ハ、一定ノ國家機關ニ起訴ノ權利及ビ義務ヲ有セシムルモノニシテ、其ノ機關ハ、檢事ナリ。

公訴ノ目的トスルトコロハ、犯罪ニヨリテ生ジタル國家ノ刑罰權ニ付キ、裁判所ノ判決ヲ求ムルニアリ。故ニ其ノ發生ハ、犯罪成立ノトキニアルヲ以テ、其ノ原則トス。然レドモ、必ズシ

ハ、
公訴權
發生ノ
原因

モ刑罰權ノ成立ヲ條件トシテ存在スルモノニア
ラザルナリ。即チ犯罪ノ嫌疑者ニ對シテモ亦成
立スルモノナリ。其ノ成立ト同時ニ親告罪ノ如
キハ、刑罰權ノ既ニ存在ストイヘドモ、告訴ア
ルニアラザレバ、公訴權ハ、之ヲ行使スルコト
ヲ得ザルモノトス。

公訴ハ、公益ノタメ
ニ之ヲナスベキモノ
ニシテ、其ノ間ニア
リテハ個人ノ意思ノ
入ルコトヲ許スベカ
ラズ。然レドモ、私

イ、
親告罪
ノ場合

益ヲ尊重セザルベカ
ラザル場合アルベ
シ。故ニ、法律ハ、
私益ノタメニ、特定
ノ犯罪ヲ以テ、之ヲ
親告罪トナシ、其ノ
權利者ノ告訴アルニ
アラザレバ、タトヒ
檢事トイヘドモ、之
ガ公訴ヲナスコトヲ
得ザルナリ。故ニ其
ノ告訴アルマデ、檢

1、停止ノ場合

ろ、
允
許
ス
ル
場
合

事ノ公訴提起權ハ、
停止セララルナリ。
高等官、華族、有位
者若クハ帶勳者ガ、
禁錮以上ノ刑ニ該ル
罪ヲ犯シタル場合ニ
於テハ、允許ヲ得ル
ニアラザレバ。公訴
ヲ提起スルコトヲ得
ザルモノトス。然レ
ドモ現行犯ハ、此ノ
限ニアラズ。

二、公
訴

は、
稅
務
官
吏
ノ
告
發
シ
テ
待
合

租稅ニ關スル犯罪事
件ニ付テハ、先ヅ稅
務官吏ヨリ犯則者ニ
通告ヲ發シ、其ノ通
告ニ應ゼザル場合ニ
於イテ、始メテ之ヲ
檢事ニ告發スベキモ
ノナルヲ以テ、檢事
ニ於イテ、假令犯則
者アルコトヲ知レリ
トイヘドモ、告發ヲ
受クルニアラザレ

二、
公訴權
ノ停止
ト消滅

い、原因

バ、公訴ヲ提起スル
コトヲ得ズ。

A、
被告人ノ死
去。

B、
告訴ヲ待ツ
テ、受理スベ
キ事件ニアリ
テハ、告訴ノ
拋棄。

C、
確定判決。
犯罪後ニ頒布
シタル法律ニ

D、
ヨリテ、其ノ
刑ノ廢止セラ
レタルトキ。

E、
大赦。
F、
時効。

起訴前ニアリ
テハ、檢事ハ、
起訴ノ手續ヲ
ナスベカラズ
(刑事訴訟法
第六十四條第
二項)。

2、消滅

ろ、効果

B、

豫審ニアリテ
ハ免訴ノ決定
ヲナサザルベ
カラズ(刑事
訴訟法第六六
十五條)。

C、

公判ニアリテ
ハ免訴ノ判決
ヲナス(刑事
訴訟法第二百
二十四條)。

D、

公訴提起後ニ
アリテハ、上
告審ノ判決ア
ルニ至ルマデ
ハ、被告人及
ビ検事ハ、何
時ニテモ公訴
不受理ノ申立
ヲナスコトヲ
得ルナリ。

刑事訴訟法第八條ノ規定スルトコ
ロニシテ、刑ノ輕重ニヨリテ、之

則

1、期間

ヲ六種ニ分ツ。
違警罪ハ、六ヶ月。
輕罪ハ、三年。
重罪ハ、十年。

最長ヲ十五年、最短ヲ六ヶ月トス。

公訴時効ノ起算點ハ、犯罪ノ日ヲ

以テスルヲ原則トス。犯罪ノ日ト

ハ、犯罪行為終了ノ日ニシテ、繼

罪犯ニアリテハ、最終ノ行為ノ終

了シタル日ヲ以テス。連續犯ニア

リテハ、何等ノ明文ナシトイヘド

モ、其ノ罪質ヨリ考フルトキハ、

又同一ニ歸スベシ。犯罪終了ノ日

ハ、即チ起算日ニシテ、タトヒ一

日ニ滿タザル數時間トイヘドモ、

一日ニ計算スルモノナリ。

明治四十一年法律第二十九號ヲ以

テ公布セラレタル刑法施行法第三

十八條ニ依ルトキハ、本法第八條

ヲ改正セラレタルモノニシテ、何

々ノ罪又ハ何々ニ處スベキ罪ト云

フガゴトキ文言ヲ改メテ云々ニ該

ル罪ト規定シタルヲ以テ、其ノ各

本條ニ記載シタル法定刑ヲ標準ト

ナスベキナリ。

2、起算點

ホ、公訴時効

3、

時効期間
區別基礎
各種類
ノ基礎
タル種類
罪種類
ヲ定ム
標準

3、

い、原因

起訴、豫審又ハ

公判ノ手續アリ

タルニ因リテ、

其ノ期間ノ經過

ヲ判断ス。

其ノ未ダ發覺セ

ザル正犯、從犯

及ビ民事擔當人

ニ付テモ、前ト

同ジ。

起訴、豫審又ハ

公判ノ手續其ノ

規定ニ背キタル

ヲ知り、無効ニ

屬スルトキハ、

時効ノ經過ヲ中

斷スルノ効ナカ

ルベシ。但裁判

所ノ管轄違ナル

ニ依其ノ手續ノ

無効ニ屬スルト

キハ、此ノ限ニ

アラズ。

4、中斷

中斷原因ノアリタルトキマデニ進行シ來リタル時効期間ノ經過ヲ無効ナラシメ恰モ時ノ經過ナカリシト同一ノ状態ニ歸セシムルナリ。

A、起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止マルマデハ、時

B、効期間ノ進行セズシテ、其ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ進行ヲ始ムルナリ。

C、告犯人ノ一人ニ對シテナシタル時効ノ中斷ハ、未ダ發覺セザル正犯教唆從犯ニ對スルモ、亦其効力ヲ生ズルモノナリ。

ろ、効力

5、
人違ニ
テ爲セ
ル時効
ノ中斷
手續ハ
眞ノ犯
人ニ及
ボス効
カ

D、
公訴時効ノ中斷
ハ、私訴ノ時効
ヲモ中斷スルノ
効ヲ有ス。

刑事訴訟法第十一條ノ規定ニ依レ
バ、其ノ未ダ發覺セザル正犯、從
犯及ビ民事擔當人ニ付テモ亦同ジ
トアルニ依リテ、之ヲ考フルトキ
ハ、起訴、豫審又ハ公判手續ノ開
始ハ、其ノ既ニ犯人トシテ指定セ
ラレタルモノナルト、否トニ論ナ
ク、苟モ、其ノ犯罪事實ニ關與シ

タルモノニハ、其ノ時効中斷ノ効
カラ生ズベキコト明ラガナリ。

時効ニ罹リタルコトノ判明
ナルトキハ、被告人ニ罪責
アリヤ、否ヤハ、之ヲ定ム
ルニ及バザルナリ。故ニ、
直ニ免訴ノ言渡ヲナスベキ
モノトス。

裁判所ニ於イテ、職權ヲ以
テ審理スベキ事項ニ屬スル
モノナルヲ以テ、裁判所ニ
アリテハ、其ノ時効ノ問題

調、
時効
訴及効
力ボス
スニノ

ろ、

は、
 時効ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ、上告ノ理由トナスヲ得。

公訴權消滅ノ原因中ニアリテハ、其犯ノ全體ニ効力ヲ及ボスベキモノト、唯其ノ原因ノ存スル犯人ニ付テノミ効力ヲ生ズルモノトノ區別ヲ生ズ。

い、
 告訴ハ、不可分ナルヲ以テ、一人ニ對スル告訴ノ拋棄ハ、當然他ノ共犯ニ効力ヲ生ズ。

ろ、
 刑ノ廢止ハ、其ノ所爲ヲ罰セラルルノ結果トシテ、スベテノ共犯者ニ對スル公訴權ハ、消滅スルニ至ル。大赦ハ、其ノ効力、犯罪ナカリシト同一ナラシムルモノナルヲ以テ、共犯者モ亦當然其ノ恩典ニ浴スルコトヲ得ベシ。

註

一人ノ存スルニ付キ所存スル公訴權ノ消滅原因ノ他ノ犯人ノ對スルニ關スル係

被告人ノ死
去確定判決ノ兩者ハ、其
ノ原因ノ存在シタルモノニ
對シテノミ効力ヲ生ズル
モ、其ノ他ノ共犯人ニ對シ
テハ、公訴權ハ、依然トシ
テ存在スルモノトス。

時効ハ、自體ニアリテハ、
他ニ影響ヲ及ボスベキモノ
ニアラズト雖モ、期間及ビ
始期ノ同一ナルコト、及ビ
一人ニ對スル中斷ハ、他ニ

其ノ効力ノ生ズルモノナレ
バ、スベテノ共犯者ハ、同
時ニ時効ノ効力ヲ受クルナ
リ。

刑事訴訟法第六條ニ依レバ、公訴
權ノ消滅ノ一原因トシテ、確定判
決ノ規定セラルルトイヘドモ、其
ノ原因トナルモノハ、判決ニ限ル
ベキモノニアラザルナリ。即チ免
訴ノ豫審終結ノゴトキハ、刑事訴
訟法第七十條ニヨリテ、無罪ノ
判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ

註

豫審終
結ノ決
定ト公
訴權消
滅トノ
關係

シテ、再ビ起訴スルコト能ハザルニ至レルモノナルヲ以テ、其ノ犯罪者ニ對スルトコロノ公訴權モ、自カラ從ツテ消滅スルモノナリ。然レドモ、茲ニ一ノ注意ヲ要スベキハ、證據不充分ニ依ル免訴ノ豫審決定ハ、新證據ノ發生スルニ至ラバ、再ビ起訴ヲナシ得ルモノナルヲ以テ、或ル意味ニ於イテ言フトキハ、條件付ノ確定力ヲ有スルモノトス。又其ノ他ノ終結決定ハ、公訴權消滅ノ原因トナルモノニア

則

註

連續犯
ノ一部
ニ付キ
確定判
決アリ
タ各後
他各後
部對各
ス起如
何訴如

ラズ。連續犯ハ、一罪ナリ。一罪ニ對スル起訴ハ、其ノ効力、其ノ罪ノ全體ニ及ブベキモノナルヲ本則トス。之ニ由リテ之ヲ考フルトキハ、連續犯ナルモノハ、如何ナル點ニ達スルニ至ルマデヲ以テ一罪トスベキヤ、之ヲ決スルニヨリテ定マルモノニシテ、其ノ說種々アリトイヘドモ、最モ安當ナリト認メラルルモノハ、起訴ノトキヲ以テ打ち、其ノ以前ニ於ケル連續行為

ノミヲ一罪トナシ、其ノ後ニ於ケルモノヲ他罪トスルニアリ。之ニ由リテ、起訴前ノ行爲ニ付テハ、一事不再理ノ原則ノ適用ヲ受クルモノニシテ、起訴スルコトヲ得ストイヘドモ、起訴後ニ於イテ連續シタルトコロノ行爲ニ至リテハ、之ヲ別罪トシテ、更ニ起訴スルコトヲ得ルナリ。

い、概括

判決ノ實質的確定力ノ効力ニシテ、同一ノ被告事件ニ付テ、

多數ノ訴訟ノ生ゼザルヲ云フナリ。

一ノ被告人ニ對スル一ノ犯罪事實ニ付キ、爲シタルトコロノ本案ノ判決ノ確定スルトキハ、同一ノ事件ニ付テハ、新ナル訴訟ノ起ルコトナキモノナリ。

一事不再理ノ原則

ろ、内容

2、
 一ノ被告人ニ對スル一ノ犯罪事件ニ付テハ、公訴ノ裁判所ニ繫屬スルトキハ、同一ノ事件ニ付キ、新ナル訴訟ノ起ルコトナキモノナリ。

イ、
 告訴別發ノ區別

1、告訴

1、告發

被告者又ハ其ノ關係者ニアラザレバ、之ヲ爲スコトヲ得ズ。

被告者ニアラザルモノガ爲ストコロノ訴ナリ。故ニ何人トイヘドモ、犯罪アルコトヲ認知シ、又ハ犯罪アルト思料シタルトキハ、告訴ト同一ノ手續ヲ以テ、自己ノ所在地若クハ犯罪ノアリタル地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得ルナリ。

告訴ノ目的物ハ、犯罪ノ行爲ニアリ。其ノ行爲ハ、之ヲ分割スベカリ。

1、告訴ノ不可分ノ原則

ラズ。又犯人トノ關係ニ於イテ分割シ得ベキモノニアラズ。故ニ一個ノ犯罪行為ニ付キ、告訴ノ起リタルトキハ、其ノ効力ハ、スベテノ共犯者ニ對シ、其ノ行為ノ全部ニ及ブベキモノナリ。之ニ由リテ、其ノ告訴者ハ、之ニ條件ヲ付シ、又ハ、被告人ヲ分割スベキコトヲ得ザルナリ。是レ即チ其ノ原則トスルトコロナリ。其ノ原則ハ、其ノ行為ト、告訴セラレザルモノトノ關係ニ付テ行ハルルモノニシ

テ、其ノ適用ハ、既ニ告訴セラレタルモノガ、罪責ナキコトノ明ラカナルニ至リテモ、其ノ犯罪行為ニ關係セルモノヲ要追スルニ充分ナルノミナラズ、被告ノ一人ニ對シ、以テ告訴ヲナストキハ、スベテノ共犯者ニ對シ、訴訟手續ヲ開始シ、被害者ガ、共犯アルト否トハ、更ニ問フトコロニアラズ。又告訴ハ、犯罪行為ノ全部ニ及モノナルヲ以テ、繼續犯、連續犯等ノゴトキニアリテハ、其ノ全部ニ

及ブベキモノナルコトハ勿論ナ
リ。

い、方式

告訴ノ拋棄ハ、告訴
權者ガ、其ノ訴追ヲ
欲セズトノ意思ヲ表
示スルヲ以テ足レリ
トス。敢テ一定ノ方
式ヲ要セザルノミナ
ラズ。特別ノ規定ナ
キヲ以テ、任意ニテ
可ナリ。

2、
告訴拋棄ノ
方式トシテ
其ノ効力

A、概括

告訴拋棄ノ
効力ハ、其
ノ者ノ有ス
ルトコロノ
告訴權ノミ
ヲ消滅セシ
ムルモノニ
シテ、他ノ
告訴權者ニ
何等ノ影響
ヲモ及ボス
ベキモノニ
アラズ。

則

他ニ告訴權者アリテ、告訴ソアリタルトキハ、裁判所ニアリテハ、訴訟手續ヲナサザルベカラズ。

告訴ノ取下ヲナシタルモノハ、再

刑事訴訟法

口、告訴

る、効力

B、積極的、結果

告訴權ハ、其ノ條件ヲ失フモノトナリテ、自カヲ消滅スルモノナレバ、裁判所ニ於イテハ、免訴ノ言渡ヲナサザルベカラズ。

然レドモ、

C、消極的結果

ビ告訴ヲナ
 スヲ得ズ。
 又共犯者ノ
 一人ニ對
 シ、告訴ヲ
 取下ゲタル
 トキハ、其
 ノ共犯者ニ
 モ及ブコト
 勿論ナリ。
 此ノ種ノ論者ニアリ
 テハ、告訴ハ、全ク

三、告訴、告發

い、告訴ヲ以テ處罰スルトスル論

實體刑法ニ屬スルモ
 ノニシテ、其ノ條件
 ノ具備スルニアラザ
 ルトキハ、其ノ犯罪
 行爲ニ對スル國家刑
 罰權ハ、未ダ發生ス
 ルニアラズトナスニ
 アリ。
 此ノ種ノ論者ニアリ
 テハ、告訴ハ、全ク
 訴訟法ノ範圍ニ屬ス
 ルモノニシテ、國家

3、
親告罪ニ於ケル告訴ノ性質上ノ性

ろ、
告訴ヲ以テ訴追條件トスル論

ノ刑罰權ハ、犯罪ニヨリテ、既ニ成立スルモノナリトイヘドモ、訴追スルコトヲ得ザルニ過ギズトスニアリ。

此ノ種ノ論者ニアリテハ、告訴ハ、刑法及ビ訴訟法ニ跨ルモノニシテ、實體法タル刑法ニ於テハ、處罰ノ條件トナリ、又

は、折衷説

訴訟法ニアリテハ、訴追ノ條件トナルモノトスニアリ。

如上三説中、折衷説ハ、最モ適合セルモノト云フベシ。蓋シ此ノ説ハ、刑罰權ノ時効ハ、告訴前、即チ行為終了ノトキヨリ進行スベク、又起訴ノ當時ニアリテ、其ノ告訴ノ存在スル

に、時効

4、
被告人
ヲ指名
セズシ
テ爲シ
タル告
訴ノ効
力及所

い、
絶對的
親告罪

ヲ以テ、必要トスル
法律ノ趣旨ニ適スレ
バナリ。
告訴不可分ノ原則ニ
ヨリテ、其ノ何人タ
ルヲ問フコトナク、
眞ノ犯罪人ニ對シ
テ、告訴スルコトヲ
得ルナリ。
告訴ノ趣旨ガ、如何
ナル場合又ハ如何ナ
ル人ニ對シテモ、訴

ろ、
相對的
親告罪

追ヲ求ムルモノナル
トキハ、不指名ノ告
訴ハ、有効ナルモノ
ナレドモ、否ラザル
場合ニ於テハ、特ニ
指名スルニアラザレ
バ、無効ナリ。
告訴ハ、犯罪ノ訴追
ヲ求ムルトコロノ意
思ヲ表示スルモノナ
リ。之ニ由リテ、之
ヲ考フルトキハ、其

5、

力訴ヲハ條件
ノル付制件
効告シ限又

A、
トナル條停止
キル件

告訴ヲシテ
無効タラシ
ムルモノナ
リ。〔例〕共
犯者ノ一人
ヲ以テ、無
罪タラシム
ベシトスル
ガゴトキ
ハ、他ノ共
犯者ヲモ訴
追ノ意思ナ

い、
概
括

ノ意思ヲ認ムルコト
能ハザル條件又ハ制
限ハ、告訴ヲシテ全
然無効ニ至ラシムル
モノトシテ、只、外
觀的ニ止マル條件、
又ハ理論上ニ於テ
テ、必ず生ズルトコ
ロノ條件若クハ既成
ノ條件ナルトキハ、
之ヲ附加セザルト同
一ナリトス。

ろ、
真ノ條
件ナル
場合

B、
解除
條件
ナル
トキ

シト認メラ
ルヲ以テ
ナリ。
附加ノ効ナ
キモノナリ
トス。蓋シ
公訴ナルモ
ノハ、無條
件ナリ。告
訴ニ由リテ
一旦生ジタ
ルトコロノ

は、
制限
付タル
場合

公訴ハ、解
除ノ條件ニ
ヨリテ、再
ビ消滅セシ
ムベキモノ
ニアラズ。
訴追ノ意ノ明ラカチ
ルトキハ、其ノ制限
ハ、無効ナリ。且ツ
訴追ノ意思ナキトキ
ハ、告訴ハ、無効ト
ナルベシ。〔例〕姦婦

ハ、告發

1、私ノ告發

被害者以外ノモノノ爲メトコロリ
訴ナ。故ニ何人ト雖モ、犯罪ア
ルコトヲ認知シ、又ハ犯罪アリト
思料シタルトキハ、告訴ト同一ノ
手續ヲ以テ、自己ノ所在地若クハ
犯罪ノアリタル地ノ檢事又ハ司法
警察官ニ之ヲナスベシ。

ニ對シテ處罰セラレ
ザラシコトヲ望ムト
云ヘルガ如キ制限、
即チ是レナリ。

2、公ノ告發

官吏、公吏ガ、其ノ職務ニヨリテ
ナストコロノ告發ナリ。

被告人
無罪ト
ナリタ
ルトキ
告訴人
告發人
ハ責任
ヲ有ス

被告人ガ、豫審ニ於イテ、免訴ト
ナリ、又ハ公判ニ於イテ、無罪ノ
言渡ヲ受ケタル場合ニ於イテ、其
ノ訴訟ノ原因ガ、告訴人、告發人
ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ出デ
タルトキハ、被告人ハ、告訴人、
又ハ告發人ニ對シテ、損害賠償ヲ
求ムルコトヲ得ベシ。又被告人ガ、
有罪トナリテ、刑ノ言渡ヲ受ケタ
ルトキト雖モ、告訴人、告發人ノ

註、

告訴代理人ニテハ
告訴人ニテハ
告訴人ニテハ
告訴人ニテハ
告訴人ニテハ

惡意若クハ重大ナル過失ニヨリ
テ、其ノ犯罪ニ付キ、針小棒大ノ
申立ヲナシタルトキハ、又損害賠
償ヲ求ムルコトヲ得ルモノナリ。
告訴、告發ハ、代人ニ委任シテ、
之ヲナスコトヲ得。無能力者ノ告
訴ハ、法律上代理人之ヲナスモ、
効アリトス。但シ官吏、公吏ノナ
ス告發ハ、代人ヲ以テ、之ヲナス
コトヲ得ベシ。
告訴、告發ハ、其ノ取下ヲナシ、
又ハ其ノ申立ヲ變更スルコトヲ得

告訴人
告訴人
告訴人
告訴人
告訴人

ベシ。但此ノ場合トイヘドモ、被
告人ヨリ要償ノ訴ヲ受クルコトア
ルベシ。然レドモ告訴、告發ノ取
下ハ、訴訟ノ効力ヲ無効ナラシメ、
其ノ責任ヲ免ルルノミニシテ、犯
罪ヲ消滅セシムルモノニアラズ。

イ、意義

犯罪ヲ原因トシテ、之ニ依リテ生ヅタル損害ノ賠償、若クハ贓物ノ返還ヲ目的トシテ、被害者ヨリ犯人其ノ他、私訴ノ負擔者ニ對シテ、爲ストコロノ裁判上ニ於ケル請求ナリ。

1、提起すべき場合

刑事訴訟法ニアリテハ、犯罪ヲ以テ原因トスルところノ民事ノ請求ヲ公訴ニ附帶セシムルコトヲ認めタリト雖モ、スベテノ場合ニ適用スルニアラザルナリ。其ノ範圍ハ、損害ノ賠償、贓物ノ返還ノ場合ニノミ限レリ。而シテ損害賠償ハ、金錢ノミヲ以テスルモノニ限ラ

私訴提起
得べき場合
時期

2、提起すべき時期

レ、現物ヲ以テスルモノハ、贓物返還ノ場合ニアリ。刑事訴訟法第四條ニ、公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマデ何時ニテモ其ノ公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得トアリ。之ニ由リテ之ヲ見ルトキハ、其ノ時期ニ付テハ、何等疑惑ヲ夾ムベキ餘地ヲ見ズトイヘドモ、其ノ始期、殊ニ豫審中ニ於イテ、私訴ヲ提起シ得ルヤト云フニ、豫審中トイヘドモ、私訴ヲ附帶セシムルコトヲ認めタリ。

1、概括

刑事訴訟法第二條ニ依レバ、私訴ハ、民法ニ從ヒ、被害者ニ屬スルモノナリト規定セリ。故ニ、私訴ノ原告ハ、民法上ニ於ケル被害者ニシテ、私法上ノ權利ヲ侵害セラレタルモノナリ。刑事訴訟法ニ於イテハ、之ヲ民事原告人ト云フ。被害者ノ相續人モ亦相續開始後ニアリテハ、私訴ヲ提起スルコトヲ得ルモノナリ。

ハ、私訴ノ提起

い、公訴ノ被害者ハ、犯罪行為ヲ以テ、損害ヲ加ヘタルモノ。

2、被告人

ろ、民事擔當人

民法第七百十二條乃至第七百十四條ニ於ケル監督者、民法第七百十五條ノ使用者、民法第七百十六條ノ注文者、同第七百十七條ノ工作物ノ占有者ノゴトキヲ云フ。

は、贓物ノ占有者

民法第九十三條、第九十四條ニヨリ、二年ノ間ハ、占

1、概括

私訴ハ、公訴ニ附帶セシムルヲ以テ、唯一ノ方法トナスニアラズ。獨立シテ民事裁判所ニ提起スルコトヲ得ルモノトス。公訴ニ附帶セル場合ノ管轄ハ、刑事訴訟法ノ規定ニ依ルモノトス。

有ノ回收權ヲ以テ、對抗セラルルモノナリ。

民事訴訟ノ事物ノ管轄ハ、裁判所構成法第十四條第一及ビ第

二十六條ニヨリテ、訴訟物ノ價格又ハ金錢ガ、二百圓以上ナル場合ニアリテハ、地方裁判所トシ、其ノ以下ナル場合ニアリテハ、區裁判所ノ管轄ニ屬ス。然レドモ、公訴ニ附帶シタルトキハ、其ノ金額ノ多少ヲ問ハズ、公訴ノ繫屬スル裁判所

四、私訴

二、私訴ノ管轄

い、事物ノ管轄

2、管轄

ろ、職務ノ管轄

ノ管轄ニ屬スルモノナリ。
民事訴訟ニ於イテハ、起訴ハ、必ず第一審タル裁判所ニ於イテセザルベカラズ。然レドモ之ヲ公訴ニ附帶セシムルトキハ、第一審タル第二審タルトニ拘ハテズ、常ニ公訴ノ繫屬スル裁判所ノ管轄トナルモノナリ。

は、土地ノ管轄

民事訴訟ニ依ルトキハ、土地ノ管轄ハ、被害ノ裁判籍ニヨリテ、定マルヲ以テ、其ノ本則トス。然レドモ、公訴ニ附帶スルトキハ、常ニ公訴ノ管轄ニ從フベキモノトス。

民事裁判所ニ提起スルコトヲ得ベシ。此ノ場合ニ於イテハ、民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ、一定ノ要件ヲ

ホ、私訴提起ノ方式

1、獨立シテ提出ノ場合

具備シタル書面ヲ以テ、之ヲ提出スルヲ本則トス。口頭ニテ陳述スルコトヲ許ス場合トイヘドモ、其ノ後一定ノ書面ヲ提出セザルベカラズ。

2、附帶ノ場合

刑法施行法第六十條ニ依ル。其ノ特別規定ニハ、私訴ハ、公訴ニ附帶スルトキハ、民事訴訟法ノ法式ニ依ラズ、書面又ハ口頭ヲ以テ、之ヲ爲スコトヲ得トアリ。

ヘ、私訴權ノ消滅ノ原因

1、拋棄又ハ和解。
2、確定判決。
3、時効。

1、目的ノ差異點

公訴ハ、犯罪ヲ證明シ、刑ヲ適用スルヲ目的トス。
私訴ハ、犯罪ニ由リテ生ジタル損害ノ賠償及ビ贓物ノ返還ヲ目的トス。

2、權利者ノ差異點

公訴權ハ、社會ニ屬シ、國家ハ之ガ原告トナル。
私訴ハ、被害者ニ屬シ、被害者ハ、之ガ原告タリ。
公訴ハ、犯罪者ニ對シテ、提起セラルルモノナリ。

公訴
附帶私
訴ノ差
異

3、被告人
ノ差異
點

私訴ハ、犯人ハ勿論、民事
擔當人ニハ贓物ノ占有者ニ
對シテ、亦提起セラルルモ
ノナリ。

4、主義
ノ差異
點

公訴ニ付テハ、親告罪ヲ除
クノ外、職權主義、勵行主
義ノ行ハルルモノナリ。
私訴ハ、常ニ處分主義ニシ
テ提起スルト否トハ、一ニ
被害者ノ任意ナリ。
公訴ハ、被告人ノ死去、告
訴ノ拋棄、確定判決、ノ

5、消滅
原因
ノ差
異點

廢止、大赦、時効等ノゴト
キ、消滅原因アルモノナリ。
私訴ハ、拋棄又ハ和解、確
定判決、時効ノ消滅アルニ
過ギザルナリ。

イ、期
日

1、意
義
2、其ノ
例
3、定メ
方

裁判所ニ於イテ、當事者ガ、爲ス
トコロノ訴訟行為ノタメニ、定メ
タル確定ノ日時ナリ。
公判期日、證據調ノ期日、判決言
渡ノ期日等ノゴトシ。
裁判官ノ行為ニ出ヅルモノニシ
テ、其ノ之ヲ定ムルハ、如何ナル

五、
期日
期間

口、
期
間

1、
意
義

口時ニ於イテスルヲモ得ルモノナ
リ。

2、
其ノ
例

其ノ例裁判所外ニ於イテ、當事者
各別ニ爲ストコロノ訴訟行爲ノメ
爲ニ定メタル繼續ノ日時ヲ云フ。

3、
計
算
法

刑事訴訟法十五條ニ依レバ、時
ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算
シ、日月年ヲ以テスルモノハ、初
日ヲ算入セズ。又期間ノ終日ノ休
暇ニ當ルトキハ、休暇ヲ經過シタ
ル次ノ日ヲ以テ、最終日トス。但

シ時効ノ期間ニ付テハ、此ノ計算
法ヲ適用スルコトヲ得ズ。

第二編 裁判所

一、
國法上
ニ於ケ
ル意義

1、
意義

2、
組織

司法ヲ司ルトコロノ官廳、即チ其ノ官廳ニ屬スル職員ノ集合體ヲ云フ。裁判所構成法第四條乃至第六條ニ規定セル裁判所ナリ。

い、特別裁判所。

- 1、區裁判所。
- 2、地方裁判所。
- 3、控訴院。
- 4、大審院。

一、
刑事
裁判所

口、
訴訟上
ニ於ケ
ル意義

1、
意義

各個ノ刑事事件ニ付キ、司法ヲ行フ職務ヲ有スルトコロノモノ、即チ合議裁判、又ハ區裁判所ノ單獨判事ナリ。

い、區裁判所
單獨判事が、司法ヲ行フ。

ろ、
地方裁
判所

- 1、
刑事部三人ノ判事ヲ任シ、其ノ一人ヲ以テ、裁判長トス。
- 2、
豫審判事ハ、毎年司法大臣之ヲ定ム。

2、組織

は、控訴院

五人ノ判事ヲ以テ、
刑事部ヲ組織シ、其
ノ一人ヲ裁判長ト
ス。

1、

刑事部七人ノ判
事ヲ以テ、之ヲ
組織シ、其ノ一
人ヲ以テ、裁判
長トス。

2、

豫審判事ハ、特
別ノ權限ニ屬ス
ル事件ノ發生ス

に、大審院

ルゴトニ、院長
之ニ任ズ。

3、

聯合部、刑事總
部ノ聯合スル場
合ト民政部及ビ刑
事ノ總部ノ聯合
スルコトアリ。
是ハ、其ノ法律
ノ解釋ノ統一ヲ
圖ルニアリ。

裁判所ノ訴訟主義トシテ爲ストコロノ作用ハ、
皆法律ニ依リテ、司法權ヲ行使スル國家ノ機關

二、刑事裁判權

イ、刑事裁判所

トシテ、裁判權ニ基ツクモノナルヲ以テ、之ヲ分解スルトキハ、左ノ二種トナル。

1、廣義ノ解釋

裁判所ニ依リテ、司法ヲ行フトコロノ權力ナリ。此ノ權力ハ、統治權ノ一ノ作用トシテ、國家之ヲ有ス。

2、狹義ノ解釋

通常刑事裁判所ガ、國家ノ委任ニヨリテ、司法權ヲ行フトコロノ權力ヲ云フ。

ロ、行ハルル範圍

領土内ニ限ラルルモノニシテ、外國ニ於テ、行ハルベキモノニアラズ。故ニ、他國ノ裁判權ニ依リテモ、内國裁判權ヲ侵害セラルルモノニアラズ。

1、意義

通常裁判所ニアリテハ、各自皆裁判權ヲ有ス。而モ裁判權ハ、全版圖内ニ効力ヲ有スルモノナレバ、其ノ相互ノ間ニ於イテ、適當ノ限界ヲ定ムルニアラザレバ、或ヒハ權限ノ衝突ヲ來タスノ恐ナシトセズ。故ニ、裁判所管轄トハ一定ノ裁判所カ一定ノ刑事事件ヲ處分スル權利、義務ノ限界ヲ云フ。

刑事事件ノ性質ニヨリテ定マルトコロノ裁判所ノ管轄ナリ。

1、裁判所管轄

2、種類

い、事物ノ管轄

ろ、土地ノ管轄

之ヲ分配スルニハ、刑ノ輕重ヲ標準トスルモノニシテ、特別ノ場合ニ於イハ、其ノ犯人ノ身分及ビ目的ヲ以テ、其ノ標準トスルモノナリ。

刑事事件ト、裁判管轄ノ區域トニヨリテ之ヲ定ムルモノナリ。之ヲ全國數區ニ分割シ、其ノ區域以

ニ於ケル犯人及ビ犯罪ヲ管轄スルモノナリ。

は、職務ノ管轄

裁判所ノ爲スベキ作用ニ從ヒテ、區別セラル、モノナリ。一ニ審級ノ管轄トモ云ヘリ。

1、意義

大審院、地方裁判所、區裁判所ノ有スルところニシテ、其ノ内容ハ、左ノ如シ。

口、
管轄物ノ

い、
所區裁判

1、
拘留又ハ科料
ニ處スル罪。

2、
竊盜ノ罪。

3、
竊盜及ビ刑法
第二百五十四
條ノ贓物ニ關
スル罪。

4、
刑法第三百三十
四條、第三百
十五條、第百
八十五條乃至
百八十七條及

ノ罪。
ビ第二百九條

5、
一年以下ノ懲
役若クハ禁錮
又ハ參百圓ヲ
超過セザル罰
金ニ該ル罪。

以上(2)以下ニ掲ゲ
タルモノハ、豫審ヲ
經ザルモノニ限ル。
區裁判所ノ管轄及ビ
大審院ノ特別權限ニ

2、
種
類

調、

ろ、地方裁判所

屬セザル刑事事件ニ付キテ、之ガ管轄權ヲ有スルモノナリ。第一審トシテ、又豫審トシテ、刑法第七十三條及ビ第七十五條ニ第七十七條乃至第七十八條并ニ皇族ノ犯罪ニシテ、禁錮以上ノ刑ニ該ルモノ。

は、大審院

三、裁判所管轄

ハ、牽連事件ノ管轄

1、牽連事件

數個ノ刑事事件ノ相互ニ關連シテ存在スル場合ヲ云フ。

2、種別

い、形式上

數個ノ訴訟ガ、同一ノ裁判所ニ繫屬スル場合ヲ云フ。

ろ、實體上

犯罪ノ成立ニ關シ、數個ノ事件ノ相繫屬スル場合ヲ云フ。

3、實體上ノ牽連事件

い、主觀的牽連事件

一人ニテ數罪ヲ犯シタル場合ニアリテハ、上級ノ裁判所ガ、併セテ之ヲ管轄スルモノナリトス。

特別規定

客觀的牽連事件

數人ガ、一罪ヲ犯シタル場合ニアリテハ、上級ノ裁判所、併セテ之ヲ管轄ス。

1、意義

一定ノ事件ニ付キ、裁判權ヲ行使スベキ裁判所ノ裁判事務ニ於ケル範圍ヲ云フ。故ニ、此ノ範圍ヲ脱出シタルモノハ、スベテ無効トナルベシ。

上級裁判所ノ事物ノ管轄ニアリテハ、下級裁判所ノ事物ノ管

管轄規定ノ効力

2、例外

事物管轄ノ場合

轄ヲ包含スルモノナルヲ以テ、地方裁判所ニ訴ヘ出ヅベキモノヲ區裁判所ニ訴ヘ出デタルトキノゴトキハ、地方裁判所ハ、之ヲ審理スベシ。刑事事件ガ、既ニ上告審ニ繫屬シタルトキハ、無罪又ハ免訴ノ裁判ヲナシタル前、裁判所ガ管轄違

土地管轄ノ場合

ホ、管轄指定スベキ場合

1、管轄指定

一ノ事件ニ付キ、裁判ニ依リテ、特ニ土地ノ管轄ヲ設定シ、又ハ、管轄ノ不明ナルヲ確定スルコトナリ。

ナルコトヲ得ザルナリ。

い、裁判所ノ管轄區域ノ不明ナル場合。

權限アル裁判所及ビ其ノ代理ノ裁判所ニアリテ法律上ノ理由又ハ、特別ナル事情ニ由リテ裁判權ヲ行フコト

ヲ得ザル場合。

法律ノ規定ニ從ヒ、又ハ二個以上ノ裁判判決ノ確定ニ由リ、二個以上ノ裁判所、裁判權ヲ互ニ有スル場合。

2、種々ノ場合

は、二個以上ノ裁判所、管轄違ノ確定判決ヲナシ、又ハ上級裁判所ニ於テ、二個以上ノ裁判所ガ共ニ管轄違ナリトノ確定判決ヲナシタリトイハドモ、其ノ裁判所ノ一ニアリテ、裁判權ヲ行フベキモノナル場合。

に、

裁判管轄

1、 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ、裁判所構成法ノ規定ニ從フ。

2、 同等ノ裁判所ニ於テハ、犯罪ノ地、又ハ被告人所在ノ地ノ裁判所ヲ以テ、豫審及ビ公判ノ管轄ナリトス。

3、 一人ガ、數個ノ犯罪ヲヲナシ、數個ノ管轄ヲ有スル場合ニ於イテハ、其ノ中ニテ、最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ、其管轄ナリトス。

4、 從犯ハ、正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ、其ノ管轄ナリトス。

5、 正犯ガ數人アリテ、各々其ノ管轄ヲ異ニスルトキハ、其ノ中ニテ、最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ、其ノ管轄ナリトス。

6、 外國ニ於イテ、犯シタル罪ハ、内地ニ於テ、被告人ヲ逮捕シタル場合ニアリテハ、其ノ逮捕ノ地。又外國ヨリ送致シ來リシモノハ、其ノ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ、管轄トス。

7、 海船内ニ於ケル犯罪ニ付テハ、定繫港又ハ、犯罪及ビ最初ニ着船シタル地ノ裁判所ヲ以テ、其ノ管轄ナリトス。

1、除斥

1、設定理由

裁判ノ公平無私ナルヲ維持スルガ
タメニ、公益ノ必要ヨリ生ジタル
モノナリトス。

い、
刑事若クハ書記ノ被害者ナ
ル場合。

ろ、
刑事若クハ書記ガ、被告人
又ハ被害者ト、親族ノ關係
ヲ有スルトキ。

は、
刑事若クハ書記ガ、本案ノ
事件ニ付キ、證人、鑑定人
トナリタルトキ。又ハ被告
人若クハ被害者ノ法律上ノ
代理人ナル場合。

2、原因

に、
判事、其ノ事件ノ豫審終結
決定ニ干與シ、又ハ不服ヲ
申立テラレタル前、裁判ニ
干與シタル場合。

裁判ハ、最モ公平無私ヲ貴バザル
ベカラズ。然ルニ判事ニ於テ、偏
頗ノ裁斷ヲナサントスルガ如キ恐
アルトキハ、之ヲ忌避スルコトヲ
得ベキ規定ナリ。

此ノ時期ハ、訴訟ノ如何ナル程度
ニアルヤハ、更ニ問フトコロニア
ラズ。故ニ何時ニテモ、偏頗ノ恐

四、
裁判所
職員
忌避
斥除

1、原因

忌避

2、時期

アルベシトスルトキハ、之ヲ忌避スルコトヲ得ルモノナリ。然レドモ、偏頗ノ理由トスル場合ニハ、其ノ原因ノ存在ヲ知リタルヲ論ゼズ、忌避ノ申請ヲナサズシテ、其ノ判事ノ面前ニ於テ、事件ニ付テノ陳述ヲナシタルモノナルトキハ、忌避ノ申請ヲナスコトヲ得ザルナリ。

3、申請手續

忌避スベキ判事が所屬ノ裁判所ニ書面又ハ口頭ヲ以テ、之ヲナスベシ。其ノ原因ニ付テハ、之ヲ説明

スルコトヲ要ス。

忌避

忌避ノ申請アリタル後ノ處分

公判ニ於テハ、其ノ辯論ヲ中止スベク、豫審ニ付テハ、急速ヲ要セザル手續ヲ中止スルコトヲ得ベシ、然レドモ、急速ヲ要スル豫審處分ハ、之ヲ繼續スルハ、豫審ハ、其ノ目的、證憑蒐集ニアルモノナルヲ以テ、忌避ノ申立アルゴトク、其ノ處分ヲ中止スルモノト定ムルトキハ、之ガタメニ證憑ノ湮滅ヲ來タスノ恐アルヲ以テナリ。回避ハ、忌避ノゴトク、訴訟關係

調、回避

人ヨリ申請スルモノニアラズシテ、除斥ノ理由、其ノ他、其ノ事件ニシテ、公平無私ニ裁判スルコトヲ得ザルガゴトキ情實アルトキハ、判事自カラ避クルコトヲ云フ。回避ハ、忌避申請ノ管轄裁判所ニ申立ヲナシ、其ノ裁判所ニ於イテ、之ガ裁判ヲ下スベキモノトナシタルガ、或ヒハ判事タルモノ、口ヲ回避ニ藉リテ、難ヲ避ケ、或ヒハ濫リニ勞ヲ厭フガゴトキ弊害ナキヲ保スベカラザレバナリ。

第三編

犯罪ノ捜査、起訴及ビ豫審

イ、意義

犯罪ノ有無、犯人ノ何人タルヤヲ審明シ、並ニ證據物ヲ蒐集スルヲ云フ。

ロ、目的

起訴ノ材料ヲ蒐集スルニ外ナラズ。故ニ、犯人ヲ逮捕スルハ勿論、特別ノ場合ヲ除クノ外ハ、強制ヲ以テ、捜査ヲ行フコトヲ得ザルナリ。

1、犯罪又ハ犯罪ノ嫌疑ニアリ。然レドモ捜査權者ガ、之ヲ知ルニアラザルトキハ、實行ニ着手スルコトヲ得ザルモノナリ。

檢事及ビ司法警察官ガ他人ニ由リテ、犯

八、開始ノ原因

2、認知方法

い、他發認

罪アルコトヲ認知セラル、場合ナリ。
〔例〕告訴告發、自首ノゴトキ、即チ是ナリ。

ろ、自發認

檢事又ハ司法警察官ガ自カラ犯罪アルコトヲ認知シ、又ハ思料シタル場合ノゴトキ、即チ是ナリ。

1、現行犯ノ場合ヲ除クノ外、強制力ヲ用フルコトヲ許サザルナリ。

四、犯罪捜査

三、捜査ノ方法

4、

家宅ヲ其ノ意ニ反シテ捜査シ、又ハ、物件ヲ差押エ、墳墓ヲ發掘スルガゴトキハ、許サザルトコロナリ。
變死ニ係ル死體ニシテ、警察官吏ノ捜査スルニ際シ、之ヲ解剖サセサルトキハ、

3、

證據物ノ犯罪場所ニアルカ、又ハ任意提出ニ係ル場合ハ、之ヲ收メテ、其ノ湮滅ヲ防ガザルベカラズ。

2、

非現行犯ノ場合ニ於ケル捜査ニアリテハ、強制力ニ依ルコトナク、任意ニ出頭シテ供述スル限りハ、關係人ヲ訊問スルコトヲ得ルモノナリ。

5、

致命ノ原因ヲ確知シ難キ場合ニアリテハ、檢事ノ許可ヲ得テ、之ヲ檢査スルコトヲ得ベシトハ、明治十一年、太政官布告第二十二號ヲ以テ、之ヲ規定シタリ。如上ノ檢査ヲナシタルトキハ、檢査官ハ之ガ書類ヲ作成スベシ。

6、

犯罪アルト同時ニ發生スルモノナリ。故ニ、其ノ犯罪アルカ、又ハ犯罪ノ嫌疑者アリタルトキハ、檢査權ヲ有スルモノハ、直ニ其ノ檢査ニ着手スルコトヲ得ルナリ。

1、始期

ホ、始期ト終期ト

2、終期

檢査ノ目的トスルトコロノモノハ、單ニ起訴ノ準備ノミニ止マルコトナリ、公訴ヲ實行シ、尙ホ適當ノ刑ノ適用ヲ求メントスルニアルヲ以テ、其ノ終局ノ目的ヲ達スルニ至ルマデハ、飽クマデ、檢査ヲ續行スルコトヲ得ルモノナレバ、其ノ目的ヲ達スルニ至リテ始メテ終期ニ達シタリト云フコトヲ得ベキナリ。

警視總監及ビ地方長官ハ、各其ノ管轄内ニ於イテ、司法警察官トシテ、犯罪ヲ檢

捜査権者

1、 査スルニ付キ、地方裁判所検事ト同一ノ
権ヲ有ス。但シ東京府知事ハ、此ノ限ニ
アラズ。

い、：警視、警部長、警部、警部補。

ろ、：憲兵將校、下士。

は、：島司。

に、：郡長。

ほ、：林務官。

へ、：市町村長。

3、 船内ニ於ケル
犯罪者
査スル

船長。

現行犯

1、 意義

現ニ行ヒ、又ハ、現ニ行ヒ終リタ
ル際ニ發覺シタル罪ヲ云フ。

2、 現行犯
ヲ認メ
タル由

巡查、憲兵卒ガ、令狀ヲ待タズシ
テ、直ニ犯人ヲ逮捕シ得ルノ特令
アルガタメナリ。一般ノ場合ニ於
イテハ、犯人ヲ逮捕スルニハ、必
ズ豫審判事ノ令狀アルヲ要ス。若
シ其ノ令狀ナキトキハ、被告人ハ、
其ノ引致ヲ拒ムコトヲ得ルモノナ
リト雖モ、現行犯ノ場合ニアリテ
ハ、直ニ之ヲ逮捕シ得ベキヲ以テ
ナリ。

五、
現行犯
非現行犯

3、
準現行犯

い、犯人トシテ一人又ハ數人ニ
 追呼セラル、トキ。
 兇器、贓物其ノ他ノ物件ヲ
 携帯シ、又ハ身體、被服ニ
 顯著ナル犯罪痕跡アリテ、
 犯人ト思料スベキトキ。
 家宅内ニ於イテ、犯シタル
 罪ヲ檢證スルガタメニ、又
 ハ犯人ト思料スベキモノヲ
 逮捕スルガタメ、戸主ヨリ
 官吏ニ其處分ヲ求メタルト
 キ。

4、非現行犯……意義

現行犯、準現行犯ニアラザルスベ
 テノ犯罪ヲ云フ。
 現行犯ニアリテハ、豫審判事が、
 檢事ヨリ先キニ其ノ犯罪ヲ知リタ
 ルトキハ、直ニ豫審ニ着手スルコ
 トヲ得ベシ。
 1、
 い、非現行犯ニ於テハ、否ラズ。
 現行犯ニ於テハ、檢事及ビ司法警
 察官ハ、強制力ヲ用ヒテ、豫審判
 事ト同一ノ處分ヲナスコトヲ得ベ
 シ。
 2、
 い、非現行犯ニ於テハ否ラズ。

ハ、
現行犯
ト非現
行犯ト
ノ差異
點

3、

い、

現行犯ニ於テハ、司法警察官、巡査、憲兵卒ハ、禁錮以上ノ犯人ヲバ、令狀ナクシテ逮捕スルコトヲ得ベク、又普通一般ノ人トイヘドモ、直ニ犯人ヲ逮捕スルコトヲ得ベシ。

ろ、非現行犯ニアリテハ、否ラズ。

4、

い、

現行犯ニ於テハ、勅任官、奏任官、華族、有位、帶勳者、帝國議會ノ議員トイヘドモ、直ニ之ヲ逮捕シ、起訴スルコトヲ得ベシ。
非現行犯ニアリテハ、否ラズ。

註、
普通人
ハ犯人
ヲ逮捕
スル否
ヤ

犯人ヲ逮捕スルハ、豫審判事ノ令狀ヲ所持スル司法警察官ナラザルベカラザルナリ。然レドモ現行犯、準現行犯ノ場合ニアリテハ、何人ト雖モ、之ヲ逮捕スルコトヲ得ルナリ。普通人ガ、犯人ヲ逮捕シタルトキハ、之ヲ司法警察官ニ引渡スベシ。若シ引致スルコトヲ得ザルトキハ、自己ノ氏名、職業、住所及ビ其ノ逮捕ノ事由ヲ陳述シ、假リニ是ヲ巡査、憲兵卒ニ引致スルコトヲ得ルモノトス。又犯人ヲ巡

查、憲兵卒ニ引渡シタルトキハ、速ニ告訴人ハ告發ヲナスベシ。逮捕セラレタルモノハ、逮捕シタルモノニ對シ、共ニ官署ニ同道センコトヲ求ムルヲ得ベシ。巡查、憲兵卒モ、亦其ノ同道ヲ求ムルコトヲ得ベシ。此ノトキ逮捕ヲナシタルモノハ、正當ノ理由アルニアラザレバ、其ノ求ヲ拒ムコトヲ得ズ。

六、
續後罪檢
ノ捜査犯
手査犯

- イ、重罪ト思料シタル事件ニ付テハ、豫審判事ニ其ノ豫審ヲ求ムベキモノトス。
- ロ、輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ、其ノ輕重、難易ニ從ヒ、豫審ヲ求メ、又ハ、直ニ其ノ裁判所ニ公訴ヲ提起スベシ。
- ハ、區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ナリト思料スルトキハ、證據書類ニ意見書ヲ添ヘテ、之ヲ區裁判所檢事ニ送致スベシ。
- ニ、被告事件、其ノ裁判所ノ管轄ニ屬セザルモノト思料シタルトキハ、之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致スベシ。
- ホ、被告事件罪トナラズ、又ハ、公訴ヲ受理スベカラザルモノト思料スルトキハ、起訴ノ手續ヲナスコトヲ得ズ。

犯罪ノ捜査、起訴及豫審

被告事件、告訴ニ係ルモノナルトキハ、檢事ハ、其ノ處分ヲ被害者ニ通知スベシ。

イ、原則

書面ヲ以テ爲スニアリ。然レドモ、例外ノ場合ニアリテハ、口頭ヲ以テスルコトヲ許サル。

ロ、一定ノ被告人ノ指定

裁判所ニ於ケル審理ハ、檢事ノ指定シタル行爲及ビ人ニ制限セラルベキモノトス。是レ彈劾方式ノ結果ニヨリテナリ。

七、起訴ノ方式

ハ、一定ノ行爲ノ指定

一定ノ行爲ヲ指定セザルトキハ、如何ナル犯罪ヲ指定シタルモノナリヤ、之ヲ知ルコト能ハザルヲ以テノ故ナリ。其ノ指定ノ方法ハ、唯、其ノ罪目ノミヲ表示スレバ、則テ足レナリ。故ニ、其ノ罪狀、事實ノゴトキハ之ヲ詳記スルコトヲ

要セズ。

イ、召喚狀

1、意義

相當裁判所ノ豫審判事ヨリ被告人ニ對シ、一定ノ日時ニ於イテ、一定ノ場所ニ出頭スベキコトヲ命ズルトコロノ書面ナリ。

2、發スル場合

被告事件ニ付キ、檢事ノ起訴アリタル後、何時ニテモ發スルコトヲ得。

1、意義

裁判所豫審判事ヨリ一定ノ人ヲ一定ノ場所ニ引致スベキコトヲ命ズルトコロノ書面ナリ。

四、拘引狀

2、發スル場合

い、原則

召喚狀ニ應ゼザルモノニ對シテ發スベキモノヲ云フ。

1、被告人ノ住所ノ不定ナル時。

2、證據ヲ湮滅シ、又ハ逃亡スル恐アルトキ。

3、被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ、尙ホ其ノ目的ヲ遂ゲントスルノ恐アルトキ。

ろ、例外

4、尙ホ呼出ニ應ゼザル證人ニ對シテモ、之ヲ發スルコトヲ得。

八、各種ノ令狀

八、拘留狀

1、意義

被告人ヲ訊問シタリシ後、禁錮以上ノ刑ニ該ルベキモノト思料スルトキニ非サレバ、之ヲ發スルコトヲ得ザルモノナリ。若シ被告人ノ逃亡シタルトキハ、訊問ヲナサズシテ、直ニ之ヲ發スルコトヲ云フ。

犯罪ノ捜査、起訴及ビ豫審

ホ、執行者

ニ、令状ノ形式

- 1、…被告事件ノ表示。
- 2、發スル場合
 - 訴訟事件ノ完結又ハ、令状ノ取消アラデ、被告人ヲ拘禁スルコトヲ命ズルトコロノ書面ヲ云フ。
- 2、被告人ノ氏名。召喚状ヲ除クノ外、其ノ氏名ノ分明ナラザルトキハ、其ノ容貌體格等ニ付キテ、之ヲ明示スルヲ要ス。
- 3、…被告人ノ職業、住所。前ノ場所ニ同ジ。
- 4、…令状ヲ發シタル年月日。
- 1、召喚状…執達吏ヲシテ之ヲ送達セシム。
- 2、拘引状…巡査憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム。

九、逮捕状

イ、意義

ロ、發スル場合

- 被告人ヲ逮捕スルガタメニ、檢事ノ發スルモノニシテ拘留状ト同一ノ効力ヲ有スルトコロノ書面ナリ。
- 1、豫審判事ガ、被告人ノ所在地ノ不分明ナルガタメニ、各檢事長ニ被告人ヲ逮捕スベキコトヲ請求シ、之ガタメニ檢事長ヨリ命令アリタル場合。
- 2、體刑ノ言渡ヲ受ケテ、其ノ執行ヲ免レタルモノニ對シテ、判決ヲ執行スルタメニナス場合。

豫審中拘留ヲ受ケタル被告人ガ、保證人ヲ立テ、裁判所ノ呼出シニ

1、意義

應ズベキ證書ヲ差出シ、一時其ノ拘留ヲ免ル、ヲ云フ。

保釋ノ言渡ハ、拘留ヲ受ケタル被告人ニナスヲ要ス。

保釋ハ、被告人又ハ其ノ法律上ノ代理人ヨリ請求アルヲ要ス。

2、條件

被告人ヨリ何時ニテモ、裁判所ノ呼出シニ應ジ、出頭スベキコトノ證書ヲ差出シ、且ツ金錢又ハ有價證券ヲ以テ、保證ヲ立ツルコトヲ要ス。

豫審判事ハ、檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス。

被告人呼出シヲ受ケ、正當ノ事由ナクシテ、出頭セザルトキ。此ノ場合ニアリテハ、檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要セズ。

裁判所ニ於テ、必要ト認めタルトキ、此ノ場合ニ於テハ、檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス。

3、取消ノ原因

イ、保釋

一〇、保釋ト
責付

4、取消、消滅、保釋ノニ及ボス効果

い、被告人呼出ニ應ゼザルトキ

此ノ場合ニアリテハ、檢事ノ意見ヲ聽キ、保證金全部又ハ一部ヲ沒收ス。

ろ、裁判所ニ於テ必要ニヨリ取消シタルトキ

此ノ場合ニ於イテハ、保證金ヲ還付ス。

免訴言渡又ハ輕罪ニ

此ノ場合ニアリテハ、保釋ハ、當然消滅スベク、保證金ハ、

は、公判付スニ付アル言渡アリタルトキ

之ヲ還附ス。既ニ一タビ沒收ニ屬シタル保證金ニ付テモ、等シク之ヲ還附スベキナリ。

1、意義

豫審判事ガ、檢事ノ意見ヲ聽キ、被告人ヲ其ノ親族又ハ故舊ニ付託シ、一時其ノ拘留ヲ解クヲ云フ。

い、拘留中ノ被告人ニ對スルコト。

親族又ハ故舊ヨリ何時ニテモ、呼出ニ應ジテ、被告人

四、責付

2、條件

に、
 は、
 出頭セシムベキ證書ヲ出
 サシムル事。
 裁判所ノ職權ヲ以テスルコ
 ト。
 檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要
 ス。

二、證明ト區別

イ、
 2、
 1、
 證明ハ、裁判官ノ確信ヲ得ルヲ以テ、目的ト
 ス。
 疏明ハ、裁判官ヲシテ一應其ノ信用ヲ得セシム
 ルトキハ、即チ足レリ。
 證明ハ、刑罰請求權ノ本ヅク事實ニ關スルモノ
 ナリ。
 疏明ハ、訴訟關係ノ進行及ビ其ノ成立ニ必要ナ
 ル事實ニ關スルモノナリ。
 證明ハ、判事が其ノ職權ヲ以テ、之ヲ舉グベキ
 ノ責任アリ。
 疏明ハ、當事者ノ行爲ニシテ、之ヲ與フルモノ
 ト、之ヲ受クルモノトアリ。

犯罪ノ捜査、起訴及ビ豫審

□、

- 1、
- 2、

證明ハ、刑罰請求權ノ本ツク事實ニ關係スルモノナルヲ以テ、之ニ由リテ、或ヒハ訴訟延期ヲナスノ必要ヲ生ズルコトアリ。

疏明ハ、偶然ニ生ジタル附屬ノ關係ナレバ、最モ迅速ナルヲ要シ、タメニ訴訟ノ延期スルガ如キハ、之ヲ許サズ。

イ、定義

過去ノ事實ニ對シ、訴訟以外ニ於イテ、爲シタルトコロノ實驗ニ本ツキ、訴訟ニ於イテ、裁判官ニ對シ、之ヲ證明スベキガタメ、供述ヲナストコロノ第三者ヲ云フ。

裁判所ヨリ證人トシテ呼出ヲ受ケタルモノハ、何時ニ

テモ其ノ呼出ニ應ジテ、出頭スルノ義務ヲ有ス。

判事ノ面前ニ於イテ、供述ヲナシ、且ツ宣誓スルノ義務アリ。

我が國ノ裁判權ニ服從ノ義務ナキ者。即チ我が國ノ君主及ビ我が國ニ於イテ、治外法權ヲ有スルモノ。

被告人及ビ被告代理タル檢事。是等ハ、自己ノ行爲ニ付キ、證言スルノ義務ヲ有

□、義務

- 1、性質
- 2、義務ハザル者

我が國ノ裁判權ニ服從ノ義務ナキ者。即チ我が國ノ君主及ビ我が國ニ於イテ、治外法權ヲ有スルモノ。被告人及ビ被告代理タル檢事。是等ハ、自己ノ行爲ニ付キ、證言スルノ義務ヲ有

セザルハ、法律上ニ於ケル原則ナリトノ理由ニ基キテナリ。
判事及ビ書記。是等ハ、自己ノ現ニ取扱フトコロノ事件ニ曾テ取扱ヒタルトコロノ事件ニ付テハ、證人トナルノ義務ナシ。

- 1、…民事原告人。
- 2、民事原告人及ビ被告人ノ親屬。但シ姻族ニ付テハ、婚姻ノ解除シタルトキ亦同ジ。

二、證人

ハ、證人タル者

- 3、民事原告人及ビ被告人ノ後見人、又ハ、是等ノ者ノ後見ヲ受クル者。
- 4、民事原告人及ビ被告人ノ雇人又ハ同居人。
- 5、…十六歳未滿ノ幼者。
- 6、…知覺精神ノ不充分ナル者及ビ暗啞者。
- 7、公權ヲ剝奪セラレ、又ハ公權ヲ停止セラレタル者。
- 8、重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ルベキ輕罪事件ニ付キ、公判ニ付セラレタル者。
- 9、現ニ供述スベキ事件ニ付キ、曾テ訴ヲ受ケ、其證憑充分ナラザルニ依リ、免訴ノ言渡ヲ受ケタル者。

二、權利義務

1、權利

証

以上ハ、證人タルコトヲ許サズト雖モ、事實參考人トシテ、其ノ供述ヲ聽クコトヲ得ベシ。

自己ノ供述ニ付テ、之ヲ變更スル權利ヲ有スルモノナリ。其ノ書記ノ誤謬ニ出デタルト、自己錯誤ニ出デタルトハ、問フトコロニアラズ。

證人トシテ呼出サレタルモノハ、特例アルノ外ハ、必ズヤ出頭ノ義務ヲ有スルモノナリ。

2、義務

證言拒絶ノ權利ヲ有スルモノ、外證人タルモノハ、眞實ニ其ノ事實ヲ供述スベキ義務ヲ負フ。

は、宣誓ノ義務ヲ負フ。

1、皇族

絶對ニ出頭ノ義務ナシ。故ニ、常ニ其ノ所在ニ就キテ、訊問セザルベカラズ。

2、國務大臣

其ノ官廳ノ所在地又ハ滯在地ノ裁判所ノ外ハ、出頭スベキ義務ナシ。

3、帝國議會ノ議員

議會ノ開會中ハ、議會ノ所在地意外ノ裁判所ニ出頭スベキコトヲ強制セラル、コトナシ。

ホ、出頭ノ義務ノ免除

モラル

4、 證人が、正當ノ事故アリテ、出頭スルコト能ハザル旨ヲ説明シタルトキ。

義務違背ノ効果

1、 呼出シニ應ゼザル時

い、 呼出ヲ受ケテ、之レニ應ゼザルトキハ、其ノ不參ニヨリテ生ジタルトコロノ費用ノ賠償及ビ罰金ニ處セラル、モノナリ。尚ホ拘引セラル、コトアリ。再度ノ呼出ニ應ゼザルトキハ、費用賠償ノ外ニ倍ノ罰金ニ處セラレ尙拘留セラル、コトアリ。

2、 宣誓又ハ供述不肯

宣誓ヲ肯ンゼズ、又宣誓シテ供述ヲ肯ンゼザルトキハ、四拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラル、モノトス。

イ、意義

訴訟中ニ實驗シタルトコロノ現在ノ事實ヲ供述スル第三者ナリ。

ロ、性質

證據方法ナリヤ、又ハ、裁判官ノ補助タルニ過ギザルカ、之ヲ區別スルニ大ニ議論ノ破ル、處タリトイヘドモ、刑事訴訟法第九十八條、第二百十九條ノ規定ニ依ルトキハ、其ノ證據方法說ヲ採用シタルモノナルコトハ、自カラ明ラカナリ。然レドモ、鑑定人ナルモノハ、絶對ニ證據方法タルノミニアラズシテ、時ニ或ヒハ裁判官ノ補助者トナルコトナキニアラズ。

一三、鑑定人

1、權利 旅費、日當及ビ立替金ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得ベシ。

ハ、權利義務

2、義務

- い、 證人ニ於ケルガゴトク、一般ノ義務ナリ。
- ろ、 呼出ニ應ジテ出頭シ、又ハ、犯罪所其ノ他ノ場所ニ同行スルノ義務アリ。
- は、 誠實ニ鑑定ヲナサルベカラザルノ義務アリ。
- に、 宣誓ヲナスベキ義務アリ。
- ほ、 鑑定ヲ終リタル後、其ノ鑑定書ヲ作り、其ノ手續、結果、時間等ニ付キ、成ルベク之ヲ詳記スベシ。

一四、搜索 目的

イ、意義

證據物、沒收事件又ハ被告人ヲ發見スルノトコロノ手段方法タルニ過ギズ。

被告人ハ、第三者ノ住所、物件及ビ身體ヲ以テ、其ノ目的物トス。

ハ、制限

夜間搜索ヲナスコトヲ得ズ。其ノ制限ハ、住居内ノ搜索ニ係ルモノニシテ、物件、身體ニ對シテ制限ナシ。

イ、意義

裁判所ガ、訴訟ニ於イテ、或ル物件ノ保全、又ハ沒收ノ執行ヲナサンガタメ、其ノ所持人ヨリシテ、強制力ヲ以テ、證據物及ビ沒收物件ヲ收取スルトコロノ處分ナリ。

ロ、効力

1、物件ヲバ、所持者ノ占有ヨリ分離シテ、之ヲ裁判所ノ占有ニ移轉スルモノナリ。然レドモ、其ノ所有權等ニ付テハ、之ヲ失フモノニアラズ。

2、訴訟手續ノ繼續スル間ハ、何時マデモ其ノ効力ノ存在スルモノナリ。豫審ニアリテハ、免訴ノ言渡アルマデ、又公判ニアリテハ、判決ヲ以テ其ノ差押物件ノ還附ノ言渡ヲナスマデ、之ヲ繼續スルモノナリ。

一五、物件差押

1、目的 證據物又ハ沒收物件ノ保全ニアリ。

ハ、
目的物
ニ關スル
制限

イ、
人ニ關
スル外
例

治外法權ヲ有スルモノノ手ニ存在スルトコロノ物件及ビ領事館ニ於ケル記録并ニ内國主權者ノ手ニ存在スルトコロノ物件。之ヲ要スルニ通常裁判所ノ裁判權ニ服從セザルベカラザルモノ、有スル物件ハ之ガ差押ノ目的物タルコトヲ得ザルモ

2、
差押カラス
ベカラズ
ザル物件

ろ、
物ニ關
スル外
例

ノナリト雖モ、軍人ノ手ニアルモノハ、之ヲ差押フルコトヲ得ルモノトナセリ。證言ヲ拒ムコトヲ得ルモノ、即チ刑事訴訟法第二百五條ニ掲ゲタルモノヲ所持スル物件ニシテ、且ツ默秘スベキ義務アルトキハ、其ノ物件ハ、所持人ノ承諾ヲ

は、
書類等
ニ關ス
ル例外

得ルニアラザレバ、
差押フルコトヲ得ザ
ルモノナリ。

被告人又ハ被告事件
ニ關係アルモノヨリ
發シ又ハ是等ノモノ
ニ宛テタル書類、電
報又ハ物件ニシテ、
驛遞、電信、鐵道ノ
官署、諸會社等ノ手
ニ存スルニノナルト
キハ、裁判所ハ、是

等ニ通知シテ、任意
之ガ交付ヲ求ムルコ
トヲ得ベシトイヘド
モ、強制的ニ差押フ
ルコトヲ得ザルナ
リ。

刑事訴訟法第二百二十五條ニ依リ
テ、證言ヲ拒ムコトヲ得ルモノハ、
左ノゴトシ。

官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ
モノ其ノ職務上、默秘スベキ義務
アル事情ニ關スルトキ。

証言ヲ拒
ムコトヲ
得ルモノ

醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其ノ身分、職業ノ爲メ、委託ヲ受ケタルニ由リ、知リタル事實ニシテ、黙秘スベキモノニ關スルトキ。

イ、意義

地方裁判所ニ於イテ、犯罪事件ノ下調べヲナストコロノ手續ヲ云フ。換言セバ、稍複雑ナル犯罪ハ、公判ノ前ニ於イテ、先ヅ豫審ヲ開キ、檢事ノ起訴ニ基キ、犯罪事實ノ有無ヲ取調べ、之ヲ公判ニ付スベキモノナリヤ、否ヤヲ決定スル手續ナリ。

ロ、性質

其ノ實質ニ於イテハ、捜査ノ繼續ニシテ、其ノ形式ニアリテハ、裁判所ノ審理ナリ。然レドモ、其ノ手續ハ、豫審判事ノ計畫ニ從フベキモノニシテ、密行セラル、モノナレバ、當事者ニアリテハ、公判ニ於ケルガゴトク、充分ノ働キヲナスコト能ハズシテ、其ノ方式タルヤ、自カラ糺

ハ、目的

問ニ傾クモノナリ。
被告事件ヲ公判ニ付スベ非ヤ、又ハ、被告人ヲ免訴シテ、其ノ訴訟ヲ終了セシムベキヤヲ決スルニ必要ナル程度ニ至ルマデ、事實ノ關係ヲ明瞭ナラシムルニアリ。

1、
豫審ヲ公行スルトキハ、其ノ真相ハ、世人ノ知ルトコロトナリ、之ガタメニ其ノ證據ノ湮滅又ハ眞實ノ發見ニ當リテ、野大ナル困難ヲ來タスノ恐アルニ由ル。
被告人ハ、公衆ノ見聞ヲ憚リ、事實ノ申立ヲナスコトヲ憚リ、且ツ公衆面前ニアリテハ、豫審判事モ亦充分ナル調査ヲナ

一六、豫審

ニ、公行セザル理由

2、
スコトヲ得ザルベク、之ガタメニ事實ノ真相ヲ知ルコトヲ得ザルノミナラズ、證據集收ノ目的ヲ達スルコト能ハザルノ虞ナシト云フベカラザルニ由ル。
3、
公訴ハ、必ズシモ眞實ノ犯罪人ニノミ對シテ起ルモノニアラズ。コレガ爲メニ單純ナル嫌疑ノタメニ公開セル豫審廷ニアリテ、審理ヲ受クルモノナルトキハ、假令其ノ結果トシテ免訴ノ言渡ヲ受クルトイヘドモ、其ノ者ノ名譽ヲ毀損シ且ツ之ヲ回復スルコト能ハザルニ至ルノ恐アレバナリ。

木、
檢事ノ
請求ヲ
豫シテ
豫審開
始ノ場
合

1、
豫審ハ、檢事ノ起訴即チ豫審ヲ開始スベ
キ請求ヲ待チテ、開始セラル、ヲ原則ト
ス。

2、
例
外

い、
豫審判事ガ、檢事ヨリ先キ
ニ、重罪又ハ地方裁判所ノ
管轄ニ屬スル輕罪ノ現行ア
ルコトヲ知リ、タル場合ニ
アリテハ、之ヲ檢事ニ通知
シテ、豫審ニ着手スルコト
ヲ得ルナリ。

ろ、
公判ニ於イテ、附帯犯ヲ發
見シ、豫審ヲ必要トシテ、
之ヲ豫審判事ニ送附アリタ
ル場合。

1、
終結
決定
ノ
種類

い、
管轄
違
ノ
決定

ろ、
免訴
ノ
決定

此ノ場合ニアリテハ、其原由ヲ明示スベキモノトス。

此ノ場合ニ於テハ、被告事件ノ罪トナラザルコト、公訴受理スベカラザルコト、及ビ其ノ原由。又犯罪ノ證據ノ充分ナラザルトキハ、其ノ理由ヲ明示セザルベカラズ。

は、
公判
付ス
ルニ
決定

に、
區裁判
所ニ
移
ス
決定

犯罪
ノ
證據
充

此ノ場合ニ於イテハ、犯罪ノ性質、模様證據ノ充分ナルコト、及ビ其ノ罪ヲ罰スベキ正條ヲ明示スベシ。

前ニ同ジ。
此ノ場合ニ於イテハ、全ク其ノ犯人ニアラザルノ證據アリタルトキ及ビ些少ノ

2、
免訴ノ
終結ノ
定ヲキ
スベキ
場合

い、分ナラ
ザルト
キ

嫌疑アルモノナルヲ
以テ、犯罪者ナリト
確定スルニ不十分ノ
場合ヲモ包含スルモ
ノナリ。

ろ、法律上
其ノ罪
ヲ免ズ
ル時

タトヒ犯罪ハ、構成
ズルモノナリトイヘ
ドモ、法律ニ於イ
テ、之ヲ處罰セザル
トキ。

此ノ場合ニアリテ
ハ、或ル行爲ハ、事

は、被告事
件ナラザ
ルトキ

實ナリトイヘドモ、
刑事上ノ罪トナルベ
キモノニアラザルト
キ。

に、公訴時効ニ罹リタルトキ。

ほ、確定判決ヲ經タルトキ。

へ、大赦アリタルトキ。

と、親告罪ニ付告訴拋棄アリシト
キ。

ち、犯罪後ニ頒布シタル法律ニ依
リ、刑ノ廢止アリタルトキ。

い、

此ノ決定ハ、犯罪ノ有無ヲ
終局的ニ判断スルノミニア
ラズシテ、唯、訴訟ヲ進行
セシムルトコロノ効力ヲ有
スルノミ。之ニ由リテ、此
ノ決定ノアルトキハ、事件
ハ、再ビ豫審ニ戻ルコトナ
クシテ、公判ニ於イテ、之
ガ審理ヲナシテ、判決ヲナ
スベキモノトス。其ノ豫審
ヲ經タルトコロノ事件ハ、
終結決定ナケレバ、公判ヲ

豫審終
結決定

3、

免訴
終結ノ
効力

は、

ろ、

い、

證據不十分ノ場合ノ外ハ、
無罪免訴 確定判決ト相等
シク一事不再理ノ効力ヲ生
ズ。

起訴ノ條件ノ缺乏シタルト
キハ、其ノ條件ヲ具備シ
テ、再ビ起訴スルコトヲ得
ベシ。

證據ノ不十分ナルニ依ルノ
場合ハ、一種ノ條件付確定
力ヲ有スルモノナリ。

4、
公判ニ
附スル
終結決
定ノ効
力

開始スルエトヲ得ザルモノ
ナルヲ以テ、終結決定ハ、
公判開始ノ必要ナル條件ニ
シテ、公判審理ノ基礎トナ
ルモノナリト云フベシ。
公判ニ附スベキ終結決定ノ
確定シタル後ニアリテハ、
假令其ノ決定ニ不法ノ事ア
リト雖モ、其ノ不法ヲ以テ、
理由トナシ、以決定ノ無効
ヲ主張スルコトヲ得ザルニ
至ル。

5、
抗告シ
得ル豫
審終結
決定

唯、検事ノミガ、免訴又ハ管轄違
ノ決定ニ對シテ、抗告ヲナスコト
ヲ得ルモノナリ。
刑事訴訟法第七十二條ノ
規定ニ依ルトキハ、豫審ノ
終結決定中、重罪公判ニ付
スル決定ニ對シテハ、検事、
被告人トモニ、抗告ヲナシ
得、免訴若クハ管轄違ノ決
定ニ對シテハ、検事ノミ抗
告ヲ爲スコトヲ得アルモ、
刑法施行法第四十三條ヲ以

1、
檢事ノ
意見ヲ
求ムル
コト

豫審ノ終結ハ、豫審判事ニヨリテ
行ハル、モノナルヲ以テ、其ノ終
ノ結時期ハ、豫審判事ノ思料スル
トコロニヨリテ定マルベキハ、論
ヲ待タザルナリ。然レドモ、之ガ
終結ヲナサントスルトキハ、先ヅ
檢事ノ意見ヲ求メザルベカラザル
ナリ。然レドモ、此ニ注意スベキ
ハ、假令檢事ノ意見ヲ求ムルノ必
要アリト雖モ、檢事ノ意見ニ拘束

テ、右ノゴトク改正セラレ
タリ。

豫審判
事最後
處分

2、
終結決
定ヲナ
ス事

セラルベキモノニアラザ檢事ノ意
見ヲ求ムルコト、ルコト、是ナリ。
終結決定ノ材料タルモノハ、豫審
調書其ノ他、搜查書類ニシテ、之
ニヨリテ決定セラル、モノナリ。
故ニ公判ト相異ナレリ。然レドモ、
此ノ決定ハ、必ラズ調書ヲナシタ
ル豫審判事ニヨリテナサル、モノ
ナリ。
豫審ニ於イテ被告ガ、免訴ノ言渡
ヲ受テ、其ノ決定ノ確定シタルト
キハ、其ノ後ハ、如何ナル名目ヲ

註

免訴ノ
言渡ヲ
受ケタ
ルモノ
再ビ訴
ヲ受ク
アリコ
トヤ

以テスルモ、同一ノ事件ニ付キ、再ビ訴ヲ受クルコトナカルベシ。但シ證據不充分ヲ以テ、スルモ、免訴ノ言渡ヲ受ケタルモノガ、新ナル證據ノ發見セラレタルトキハ、ハ此ノ語ニアラズ。然レドモ新ナル證據ノ發見セラレタルトキハ、直ニ公訴ヲ起スコトヲ得ズ。檢事ヨリ之ヲ其ノ裁判所ニ差出シ、裁判所ニ於イテ、其ノ起訴ヲ許スベキヤ。

直接審
理主義

- 1、審義ノ解釋
- 2、狹義ノ解釋

1、意義

訴訟ガ、判決裁判所ノ面前ニ於イテ、行ハル、ヲ云フ。判決裁判所ニ於イテ、視シク證據方法ニ接觸シ、之ヲ取調ブルヲ云フ。裁判所及ビ當事者ガ、口頭陳述ヲ以テ、相互ニ交通ヲナシ、以テ訴訟ヲナスコトヲ云フ。之ニ由リテ、之ヲ考フルトキハ、當事者ノ行爲ノ上ニ行ハル、トコロノ現行法ニ由レバ、更ニ其ノ意義ヲ擴張シテ、當事者ガ、公判ニ於イテ、口頭ニ

一七、公判ニ於ケル主義

口頭辯論主義

2、範圍

テ提供シタルトコロノ訴訟材料ニアラザレバ、之ヲ裁判所ニ於イテ、之ヲ顧ミザルノ意義ヲテ、此ノ主義ヲ認メタルモノナリ。此ノ主義ハ、當事者ガ、訴訟材料ノ集取スルコトヲ促ガスノ行爲、即チ主張答辯、證據調べノ申請等ニ行ハル、ヒノナリ。而シテ、他ノ訴訟行爲ニ行ハルベキモノニアラザルナリ。又公判開廷ノ手續ニ於イテノミ行ハレ、又、公判ニ於イテモ、上告審ニハ、行ハレザル

モノナリ。

八、訴訟公判主義

1、意義

2、例外

裁判所ノ訴訟行爲ニ分在スルノ權利ヲ訴訟關係以外ノ第三者ニ附與スルヲ云フ。憲法第五十九條ニ依ルトキハ、裁判ノ對審判決ハ、之ヲ公開スト規定シタリ。い、…安寧ヲ害スル場合。ろ、…秩序ヲ害スル場合。は、…風俗ヲ害スル場合。公判ニアリテハ、訴訟ノ全體ハ、判決ニヨリテ、終局ニ判定スルニ在ルモノナルヲ以テ、其ノ訴訟ノ

非公判ノ場合

1、意義

全體ガ、公廷ニ現出スルヲバ、公判手續開始ニ於ケル必要ナル條件トス。又公判ニ於イテハ、辯論ノ方式ノ行ハル、モノナルヲ以テ、三個ノ訴訟主體ト、訴訟關係人ノ出廷ヲ要スルモノナリ。

い、判事

公判開廷ノ終始ニ亘リテ、引續キ出廷スルモノニシテ、終始同一ノ判事ナラザルベカラズ。

イ、公判開廷要件

2、主體ト
訴訟關係人

ろ、檢事

終始引續キ公判ニ立會スルヲ要スルモノニシテ、且ツ必ズシテ同一ノ檢事タルコトヲ要セザルナリ。

は、裁判所書記

引續キ之ニ立會スルコトヲ要ス。必ズシテ同一ノ書記タルコトヲ要セザルノミナラズ、又數人之ニ立會フモ可ナリトス。

に、辯護人

重罪事件ニ付テハ、引續キ出廷スルコトヲ要スルナリ。

は、被告人

引續キ出廷スルコトヲ要スルナリ。然レドモ被告人ハ、缺席ノマ、ニテ判決ヲナスコトヲ得ルモノナルヲ以テ、絶對的ニアラズ。

疾癒ニ至ルマデ、辯論ヲ停止スベシ。然

一八、公判

1、

被告人精神錯亂又ハ疾病ニ罹リタルキ

い、辯論前

レドモ、罰金以下ノ刑ニ該リ、被告人、代理人ヲ差出シタルトキハ、停止スルニ及バズ。

ろ、辯論開始後

後其ノ疾癒ニ至ルマデ、辯論ヲ停止シ、且ツ其ノ後、新ニ辯論ヲナスベシ。其ノ他ノ疾病ナルトキニアリテハ、停止以後ノ手續ヲナスベキ

法律上ノ公判辯論停止ヲ命ゼラル場合

2、
 本案前ノ判決、即チ公訴不受理、管轄違ノ申立ヲ却下セル判決ニ對シ、控訴アリタルトキハ、當然停止セラル。

モ、五日間停止シ、又ハ檢事其ノ他ノ訴訟關人ヨリ請求アルトキ、新ニ辯論ヲナスベキモノトス。

1、
 公判ニ於イテ、裁判長先ヅ被告人ノ住所、氏名ヲ訊問シ、書記ハ、起ツテ告訴狀又ハ豫審調書ヲ朗讀、之ニ付テ被告

公判ノ順序

2、
 フ。於ケル審問ヲナス。之ヲ事實ノ審問ト云フ。

3、
 事實ノ審問ノ終リタルトキハ、檢事ハ、訴狀ニ基キ、論告ヲナシ、犯罪ノ事實ニ付キ、證據ニヨリテ、犯罪ヲ證明シ、之ニ刑ヲ適用シテ、求刑ス。

4、
 檢事ノ論告ニ對シテ、辯護人ハ、被告ノ利益トナルベキ點ニ付キテ、辯論ヲナシ、双方ノ辯論盡キテ、此ニ判決言渡ヲナス。

公判ニ於テ拘引状ヲ發スル場合

5、判決ノ言渡ハ、即日又ハ次ノ開廷日ニ之ヲナス。

1、拘引状ヲ發スル場合
被告人ガ、禁錮以上ノ刑ニ係ルモノナルトキハ、裁判長ハ、何時ニテモ之ヲ發スルコトヲ得ベシ。

2、拘留状ヲ發スル場合
裁判所ハ、一應被告人ヲ訊問シタル後、禁錮以上ノ刑ニ該ルベキモノト思料シタルトキニアラザレバ、之ヲ發スルコトヲ得ズ。

刑事訴訟法ニ於ケル區裁判所公判ノ規定タル第二百十九條第三項ニ依ルトキハ、若シ被告人自白アリ

公判廷ニ於ケル被告人ノ自白ハ區裁判所

タル場合ニ於イテ、檢事、民事原告人ノ異議ナキトキハ、他ノ證據ヲ取調ブルニ及バズ、トアリ。又地方裁判所ノ規定タル第三百三十八條ニ依ルトキハ、裁判所ニ於イテハ、被告人其ノ罪ヲ自白シタルトキト雖モ、仍ホ證據ヲ取調ベザルベカラズ、トアリ。若シ此ノ二條ヲ對照スルトキハ、其ノ効力ニ差異ヲ生ズルガゴトク思惟セラレ、モノトイヘドモ、決シテ否ラズ。何トナレバ、證據ハ、スベテ

地方裁判所ニヨリテノ効力異同

判事ノ自由心證ニ任ズベキモノニシテ、區裁判所ノ規定タル條項ハ、之ガ例外ヲ認メタルモノニアラザルモノトス。判事ガ、自白ニ依リテ、心證ヲ得タルトキハ、他ノ證憑ハ、之ヲ取調ブルニ及バズトノ意思ヲ表明シタルニ過ギザルナリ。且ツ之ト同時ニ、地方裁判所ノ規定タル條項モ亦相同ジキモノナルヲ以テナリ。然レドモ、唯、地方裁判所ニアリテハ、前記第三百三十九條ノ規定アルガタメニ、

其證憑ハ形式的ニモ之ヲ取調べザルベカラザルナリ。

1、
い、
公判ハ、本案ヲ終局スル判決ヲナスヲ目的トス。

ろ、
豫審ハ、本案ヲ公判ニ付スベキモノナリヤ、否ヤヲ決スルヲ目的トス。

2、
い、
公判ハ、其ノ犯罪ノ如何ヲ問ハズ、此ノ階級ヲ經ザルベカラザルナリ。

ろ、
豫審ハ、繁雜ナル輕罪以上ノ犯罪ノミ審理セラル、モノトス。

註

公判ト豫審トノ差異點

- 3、
い、
公判ハ、地方裁判所以上ハ、
數人ノ合議體ヲ以テ、之ヲ
組織スルモノナリ。
- ろ、
豫審ハ、常ニ單獨判事ナリ。
- 4、
い、
公判ノ審判ハ、原則トシテ
公開スルモノナリ。
- ろ、
豫審ハ、常ニ之ヲ密行ス。
- 5、
い、
公判ニハ、辯護人ヲ用フ。
- ろ、
豫審ニハ、之ヲ用ヒズ。
- い、
公判ニハ引續キ辯論ニ臨席
セル判事、之ガ判決ヲナサ
ルベカラズ。

- 6、
ろ、
豫審ニ於テハ、必ズモ審理
ヲナシタル判事が、終結決
定ヲナスコトヲ要セザルナ
リ。
- い、
公判ノ判決ニ對シ、被告人
ハ、控訴上告ヲナスコトヲ
得ルモノナリ。
- 7、
ろ、
豫審ノ終結決定ニ對シテ
ハ、被告人ハ、抗告ヲナス
コトヲ得ザルモノナリ。

1、意義

公判開廷、辯論ノ結果、判事ガ、被告人ニ刑ノ言渡、又ハ無罪若クハ免訴ノ言渡ヲナスヲ云フ。

い、終局判

本案被告事件ヲ終局スルモノニシテ、事件ハタメニ其ノ裁判ヲ離脱スルモノナリ。

ろ、中間判

本案前ノ判決ニシテ、辯論中ニ起レル争點ヲ本案ト相分離シテ、之ヲ審理シ、

之ニ對シテ爲シタル判決ナリ。

イ、判決

は、對席判

訴訟當事者ガ、相手方及ビ代人ヲ許シタル場合ニ於イテ、代人ノ出頭シテ、互ニ辯論ヲナシタル結果、下シタルモノヲ云フ。

2、種類

ほ、缺席判

被告又ハ代人ガ、缺席ノマ、ニテ、下シタル判決ナリ。